

第 67 回財務省 NGO 定期協議議事録

◆日時：2018 年 6 月 14 日 15:00～18:00

◆会場：財務省 4 階第 1 会議室（西 456）

◆議題

1. G20 における質の高いインフラ関連議題について
2. 世界銀行の「ナムトゥン 2 社会環境プロジェクト」（ラオス）終了に対する日本政府の評価と今後の関与について
3. JBIC・IFC・AfDB による融資：モザンビーク北部ナカラ鉄道・港湾事業（ヴァーレ社/三井物産）による現地住民への影響について
4. ベトナム・ギソン 2 石炭火力発電所に対する JBIC の融資決定と、JBIC の OECD ガイドラインの運用について
5. インドネシア・西ジャワ州チレボン石炭火力発電事業・拡張計画に係る人権侵害と JBIC による状況確認・対応について
6. 国際協力銀行による KTH 社への融資における環境社会配慮について
7. 対カンボジア経済インフラの整備における援助効果の確認に関して

◆参加者

財務省側

1. 宮原隆（国際局 審議官）
2. 吉田昭彦（国際局 開発政策課長）
3. 今村英章（国際局 開発機関課長）
4. 米山泰揚（国際局 開発企画官）
5. 徳岡喜一（国際局 開発政策課 課長補佐）
6. 富田まゆみ（国際局 開発政策課参事官室 課長補佐）
7. 八幡隆幸（国際局 開発政策課参事官室 課長補佐）
8. 佐藤健士（国際局 開発政策課参事官室 課長補佐）
9. 奥田達夫（国際局 開発政策課参事官室 課長補佐）
10. 野呂允（国際局 開発機関課 課長補佐）
11. 牧野正春（国際局 開発機関課 課長補佐）
12. 山口康太郎（国際局 開発政策課 企画係長）
13. 池永真美子（国際局 開発政策課参事官室 地域第一係長）
14. 大和宏彰（国際局 開発政策課参事官室 地域第二係長）
15. 向井和博（国際局 開発政策課参事官室 地域第三係長）
16. 笠原理史（国際局 開発政策課参事官室 地域第六係長）
17. 松谷真人（国際局 開発機関課 総括係長）
18. 青柳俊久（国際局 開発機関課 第一係長）

19. 関根宏樹（国際協力銀行 業務企画室 次長）
20. 伊藤裕基（国際協力銀行 業務企画室業務課 調査役）
21. 畑迪伸（国際協力銀行 鉱物資源部第2ユニット 調査役）
22. 池原学志（国際協力銀行 電力・新エネルギー第1部 第3ユニット長）
23. 高橋直樹（国際協力銀行 鉱物資源部 第1ユニット長）

NGO 側

1. 東智美（メコン・ウォッチ）
2. 木口由香（メコン・ウォッチ）
3. 遠藤諭子（メコン・ウォッチ）
4. 渡辺直子（日本国際ボランティアセンター）
5. 鈴木康子（気候ネットワーク）
6. 川上豊幸（レインフォレスト・アクション・ネットワーク）
7. 深草亜悠美（FoE Japan）
8. 小野寺ゆうり（FoE Japan）
9. 川口真実（セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン）
10. 田辺有輝（JACSES）
11. 宋漢娜（JACSES）
12. 大笈智志（JACSES）

議題 1：G20 における質の高いインフラ関連議題について

田辺：

G20 は来年大阪で開催されることから、我々も色々な準備を開始している。その中で私どもが注目しているテーマの一つが、質の高いインフラである。日本政府としてもこれまでサミット等で積極的に提案してきたテーマの一つであると承知している。インフラについてはこの協議会が始まった当初から環境社会配慮について様々な議題が出され、JBIC、JICA もガイドラインを整備してきた経緯がある。今回は別の観点からインフラについて注目したいと考えており、包摂性を中心に考えたい。日本政府は 2015 年から質の高いインフラを掲げており、その中でも包摂性が重要な要素の一つとして位置付けられていることは理解している。また、G7 伊勢志摩サミットでも、包摂性というキーワード自体は入っていないものの、コミュニティの雇用創出や開発戦略との整合性のようところで包摂性に関連する原則がある。今回 G20 に向けて質の高いインフラの原則のアップデートを掲げているのは承知しているが、その中で是非とも包摂性を明示的に掲げて頂きたいと考えているが、いかがか。これが質問の一点目である。

質問の二点目について、他方、実際の日本政府の ODA 実施において、果たして包摂性がどこまで配慮されているのかを、これまで公開されている資料をもとに我々の方で調査をした。質の高いインフラとして具体的な案件として掲げられているのが事例集である。その中で質の高いインフラとして 43 事業あげられている。そのうち 5 件、事業としては 4 事業だが、この 4 事業が包摂性について配慮されていると

掲げられていたので、具体的にどう配慮されているのかを調査したのが以下の A から D である。例えば、インド、デリーの鉄道事業では女性専用車両やバリアフリーの配慮はされているのはわかった。他方、社会的弱者・貧困層の利用はまだまだ少ない現状であるとの課題が明らかになっている。それから、カンボジアのネアックルン橋は、事例集においては、橋の無料通行によってフェリー代の負担が削減するので貧困層に裨益すると書かれているが、実際にその効果については、事業事前評価報告書等ではそういった記載はなく、貧困削減の促進の影響は特になしという判断をされていた。少なくとも公開されて文書の中ではこのような裨益は明らかではなかった。それからフィリピンのボホール空港の案件では、地方空港の整備ということで地方と都市とのバランスを推進する点で包摂性に配慮されていると紹介されているが、地方で実施するインフラ事業であるからと言って必ずしも包摂性が高いとは言えないのではないか。事前評価報告書の中でもそういった地方と都市とのバランスある開発を意図した文言はなかったの、こちらもそのような包摂性の配慮は必ずしも公開の文書の中では明らかになっていない。それからバングラデシュのベラマラコンバインドサイクル火力発電所についても、こちらは西部地域において電源を立地することによって経済や産業に貢献すると書かれているが、事前評価報告書の中では貧困削減促進については特になしと判断されている。それから一般的に発電所は電力網に繋がれて、もちろんその地域に限らず、電力ユーザーに裨益をするわけだが、この事業がそのような一般的な概念を超えて包摂性が配慮されているかというところでもない。少なくとも公開の文書では明らかになっていない。エネルギーアクセスの改善を謳うのであれば、配電網やオフグリッドの発電設備も必要になると思われる。我々としては包摂性の定義をまずは明確化したい。それから案件の PDCA サイクルの中で包摂性配慮の確認の手続きを事前・事後評価報告書で明確にすることや、包摂性に関する評価指標を体系的に整備することが今後必要だと思われるが、いかがか。

MOF 吉田：

私から一点目の質問についてお答え申し上げたい。質の高いインフラに関連したご質問だが、バックグラウンドとして G20 全体の中で、包摂性は非常に重要な概念になっている。例えば、3 月にブエノスアイレスで行われた財務大臣会合のコミュニケで、「我々は強固で持続可能で均衡ある、かつ包摂的な成長を支えるため引き続き全ての政策手段を用いることに合意する」という文章が入っている。英語で言うと、「包摂的な」の部分は inclusive という言葉で、「成長」に多くの形容詞が付いているが、strong sustainable balanced and inclusive growth ということで、SSBI と略したりもするが、ほとんど決まり文句のようなものになっている。G20 のコミュニケで毎回少し表現が変わるが、基本的な理念としてこういう言葉が入っているので、G20 の中で完全に共有されている。それから、触れて頂いたように、伊勢志摩のときに作った質の高いインフラの原則の中にも、包摂性その言葉自体ではないが、その考え方としては深く織り込まれていると思っている。かつ、G7 の伊勢志摩の原則はその後中国が議長国だったときの G20 でもほぼ同じような要素が取り込まれているので、G20 にも共有されていると言えると思う。今年のアジア開発銀行の総会で、麻生大臣からこの原則をさらにアップデートしたいとの発言をされた。もちろん我々は来年の議長国として、どのようなことができるのかと考え始めているが、他の国との相談もあるので、今こうするとは申し上げられないが、当然包摂性という概念は G20 の中の大事な概念であるし、それが来年アップデートした場合に盛り込まれるように、我々としては考えたいと思っている。具体的にこれからどうなっていくかは今の時点では申し上げられないが、重要性は念頭において考えた

い。

富田（MOF）：

二点目について答えさせて頂く。現状を申し上げますと、JICAにおいて、OECD/DACの評価5項目について事業評価ハンドブックを作成しており、それに基づいて事前・事後評価を行っている。その中で、包摂性の観点からは、ジェンダー、人権、貧富等、社会・文化的側面への影響について評価を行うことになっている。これは事前評価を行った上で事後的にも評価をするというPDCAサイクルに則ったものになっている。他方で、事例集とJICA評価書類の書きぶりに相違があるとのこと指摘を頂いた。まだ事例集はできて間もないものであり、記載方法について試行錯誤の面があると思う。事例集の記載ぶりに必ずしもJICAの評価報告書に沿っていないものがあるという点をご指摘の通りなので、ご指摘も踏まえて引き続き外務省・JICAとも問題意識を共有していきたいと思っている。

田辺：

既存の案件に関しての書きぶりもあるが、今後に向けてこういったものを体系的に整備していく必要性があるのではないかとこのことを質問の中に入れてさせて頂いたが、その点についても改めて伺いたい。

富田（MOF）：

ご提案の論点については、まだ必ずしも外務省・JICAと十分に議論できているわけではないが、事業分野をまたがる形での体系的・定性的な指標の作成は直感的にはハードルが高いと思料する。頂いた問題意識については、JICA・外務省と共有したい。

田辺：

是非よろしくお願いしたい。

吉田（MOF）：

質の高いインフラというと、時々、やたらハイスペックなものを押し付けるというイメージを持たれる方もいらっしゃるようである。是非皆さんにご理解頂きたいのは、日本の質の高いインフラは特別技術が高いだとか、ハイスペックなものではなくて、今皆さんがおっしゃっているような、包摂性や環境社会配慮も全部ひっくるめて質の高いインフラと、我々はそういう意味で使っている。色々な人が色々な意味で考えているので、是非皆さんには正しく理解して頂きたいと思う。

議題2：ラオス・ナムトゥン2社会環境プロジェクト（世界銀行）終了に対する日本政府の評価と今後の関与について

東：

この事業については定期協議で何度も取り上げさせているので詳細は省くが、世界銀行、アジア開発銀行の支援を受けてラオスに建設されたダムで、「貧困削減のダム」とか、「持続可能なダム」として推進されてきた事業である。本来2015年末に影響住民の移転実施期間が終了することになっていたが、独立した調査とか提言を行う国際環境社会専門家委員会、POEと呼ばれるものだが、彼らの提言を受けて2

年延長された。これが2017年の末に終了し、それを受けて世界銀行の環境社会プロジェクトも終了した。この延長された期間に、移転住民の生計回復のためのアクションプランについて市民社会のために公開を求めてきたが、これについての世界銀行の回答は実施しながらアクションプランを作っていくとのことで公開はされていない。一方でPOEの第26次報告書、去年の6月に発行されたものの中で、アクションプランの優先項目がいくつか挙げられている。本来であれば、2017年の11月に第27回のPOEの調査が現地に入っていて、ここでアクションプランの項目であるとか事業の目標が本当に達成されたかが確認されて、それを受けて移転実施期間が終了する流れをとるはずである。これまで世界銀行とやりとりをしていて、今月初め財務省にもCCさせて頂いているが、メールのやり取りでは6月の初めの時点で、この第26次のPOEの報告書、移転実施期間が終わるまでに目標が達成されているのかを確認している。そしてRIP、移転実施期間の終了の根拠になっているはずの報告書が最終化もされていない。現在、最終化をしている段階で、公開もされていないことを確認している。

一方で、メコン・ウォッチのスタッフがアメリカに本部を置く、International Rivers という NGO と一緒に2月に現地訪問を行ったが、その時に26次の報告書であげられた優先事項、例えば追加の土地分配であるとか、土地権（land title）の発行といった項目について実施がされていないケースがある。もちろん短期間の調査なので量的な調査ができたわけではないが、満たされていない事例があることを確認している。このプロジェクトの終了のステートメントを見ると、世界銀行としては貧困削減への貢献を非常に強調していて、一つ一つの項目についてのコメント、反論については添付資料2の方で配っているが、これまで定期協議の中でも議論させて頂いているように、世界銀行は事業の監査報告書をタイムリーには入手できていないし、公開されてもいない。公開される目処もない中で市民社会としてはこのプロジェクトが本当に貧困削減に貢献しているとは判断できない。そういう意味では世銀のステートメントは非常に楽観的だし、根拠に欠けるものであると私たちは見ている。戻ると、この移転実施期間の終了、それから、世銀のプロジェクトの終了について、一つの根拠となるPOE第27回の報告書が公開されないまま行われた状況で、質問としては繰り返さないがそこに書いてあるように、日本政府としてはどのようにこのプロジェクトの成果を確認し、それからこの事業を評価しているのか。また、今後どのように関与していくのかを前回に引き続き議論させて頂ければと考えている。

MOF 野路：

まず、一点目の質問として日本政府は第27次POE報告書のドラフトを入手しているかがあった。これに関しては、第27次POE報告書のドラフトは現時点では入手していない。世銀から聴取したところ、先程ご指摘頂いた通り、POEが最終化に向けて作業中であるとのことで、数週間の内に最終化され次第、公表されるのではないかと理解している。また、確認できる限りではあるが、2017年の12月にはジョイントワーキンググループが、POEの暫定報告書に対してコメントを发出済みで、1月末にはリリースされるとのことで、前回協議会の場では今年の2月頃には公表されるのではとお伝えしていたが、その通りになっていない理由については引き続き世銀などを通じて確認している。質問して頂いた、事業の移転実施期間の終了の妥当性をどのように確認したのかだが、まず移転実施期間の終了についてはラオス政府とそのプロジェクトの実施主体の事業会社であるNTPCとの間で締結されているコンセッション契約に基づいて、POEがレビューをした上で、Resettlement Objective Provisionが達成されたことは確

認されていて、ラオス政府が決定するものと理解している。その過程において、NTPC が毎年発行している Environmental Social Progress Report を確認した限りの情報ではあるが、2017 年の 11 月末には、世銀、ADB、欧州投資銀行による合同ミッションであるとか、世銀の副総裁のミッションを踏まえて、2017 年の 12 月に国際 IFIs としての RIP の終了に関しては支持をしている状況である。RIP 終了の妥当性については、以上のような契約の経緯を踏まえると、プログラムの契約当事者であるラオス政府が RIP の終了を最終的に判断することになる。そういうものであるため、財務省としてはコメントをすることを差し控えさせて頂きたい。ただ、頂いた質問の中で質問の背景として記載して頂いているが、本件で 이슈となっている周辺住民の再定住、Resettlement にかかる問題を考える上では、RIP の終了の妥当性より、RIP 終了後も含めた期間開発計画をまとめたナムトゥン 2 の事業の NTPC の着実な実施が非常に重要ではないか。それを、関係者の間でモニタリングすることがより重要かと考えている。

質問の二点目として、頂いていた POE 報告書と世銀プロジェクトの終了について、日本政府はどのような見解を持っているかとの点だが、世銀プロジェクトについて世銀から聴取したところではあるが、報告書の最終化が明示的に世銀プロジェクトの終了の要件となっているわけではなくて、POE 報告書の最終化、公開にかかるスケジュールに関しては世銀としても直接コントロールが効くものではないと聞いている。政府としては、世銀プロジェクトの終了は、当初より 2017 年末と予定されていたので、期日通りに当初目標の達成により完成したと捉えている。ただ、より重要なのは、世銀プロジェクトを完了したとしてもそれで終わりではなくて、本件の経験を踏まえて、継続的にラオスにおける環境保全等、国に関する支援を継続し、モニタリングを行うことだと考えている。実際に世銀としても継続的にラオス政府を支援する方針ではあるが、それが着実に実施されるように政府としても働きかけたいと思っている。

あともう一点、世銀プロジェクトの終了をどのように評価しているのかとの質問があった。その評価については、2018 年の 1 月 30 日付で発出されたプロジェクト完了のステートメントであるとか、直近の Implementation Status Result Report を拝見すると、世銀自身の評価としては、プロジェクトの目的達成度、実施の進捗状況はいずれも Moderately Satisfactory となっており、その他の指標も概ね達成されていることが確認できる。世銀は通常、当初スケジュール内にプロジェクトの目標が達成されたことをもってプロジェクト終了とするので、本件においても同様に、世銀はそのプロジェクトの当初スケジュールの 2017 年末を迎えたタイミングで、目標が達成されたと判断をしてステートメントを発出したと理解している。これら世銀自身の評価及び判断に関しては、政府として適切かどうか評価をすることについてはコメントを差し控えたいと思っているが、世銀も作戦にかかわった、Comprehensive Action Plan に関する NTPC が実施段階になるとのことなので、より重要なのは着実な実施であると思っている。したがってそれを注視していきたい。

最後のご質問で、世銀のプロジェクト終了後に下流地域で、政府やドナーが行う支援プログラムに関して、世銀の関与と政府としての課題と対応についてどのように確認するのかとの質問も頂いている。その点について、まず世銀によるプロジェクト終了後の下流域や政府とドナーが行う支援プログラムへの関与についてだが、世銀はこれらのプロジェクトの実施主体ではないので直接的な関与は行わないが、

世銀としてはラオスのオーナーシップをさらに高めるため、ナムトゥン 2 ダムの成果を促進なり補完するべく、引き続き環境保護や水資源、市民管理、財政管理であるとか、村落開発などの関連分野で世銀の支援を継続する予定である。世銀が策定している戦略でも、重点三分野のうちの一つがまさに環境保護となっている。したがって、プロジェクトが終了しても、世銀自身が先程申し述べたような課題を認識して、かつ世銀が他のドナーより比較的優位であると認識している分野を中心に、継続的な関与をすることが重要だと考えている。それが着実に実施されること、そしてナムトゥンダム知見が共有されること、また世銀が適切なドナーコーディネーションを行うことについて、日本政府としても適宜、奨励したいと考えている。

最後に、日本政府として、世銀の対応をどのように確認するかについては、先程の繰り返しになるが、プロジェクトが終了したから終わりではないので、世銀との対話の中で適切な政府支援を実施するとか、またコーディネーションをやって欲しいということであれば、世銀幹部との接触の機会を通じて誠実に対応していく。

東：

まず、一点基本的なことで確認するが、POE のミッションの提言、POE がこのプロジェクトの目標が達成されたと判断したかどうかは世銀にとって、この事業の実施期間終了の判断の要件にはなっていないということか。あくまでもそれをラオス政府と、実施企業が参考として判断する、世銀としてはその判断に従うという理解で良いか。

MOF 野路：

POE の話だが、先程も申し述べた通り、ラオス政府と NTPC の間で契約が結ばれており、それは POE がレビューした上で、再定住の Objective とか Provision が達成されたことをもって、ラオス政府が決定するものである。そういう理解。

東：

まずその点については、そもそもこのプロジェクトを実施する時にラオス政府のキャパシティ、ガバナンスについては市民社会として疑問を持っており、だから我々としてはこのような大きなプロジェクトをラオスで行うのは無理だという話をしてきた。一方で、世銀としてはラオス政府のガバナンスは確かに弱い、世銀がこのようなプロジェクトを支援することを通じて、ガバナンスの強化、改善にもつながるし、キャパシティの強化にもつながるのではないかとしていた。そういうところで始まったものに対して、ラオス政府が終了を妥当だと判断したから、世銀としてはそれに従うという流れになっているのは如何なものか。そもそも、ラオス政府のキャパシティの弱いところを世界銀行としては補ってそれを環境社会配慮がしっかりと達成できるように、世銀が責任を持つということでは始まったプロジェクトが、ラオス政府が最終的に確認したので、世銀はそれに従うというのは世界銀行として非常に無責任だと我々としては指摘せざるを得ない。

もう一つの質問だが、POE の暫定報告書についても、日本政府としては入手していないということか。

MOF 野路 :

していない。

東 :

その中でやはり我々としては、ラオスのようなところで市民社会が自由に調査することもできないし、現地の情報が非常に限られている。実際に影響を受ける人たちが声を上げるのが難しい国で、これまで市民社会と世界銀行とそれからドナーとの議論の中で POE のような仕組みが作られて、この POE 自体は良い仕組みだと思う。しかし、提言が最終化もされずに公開もされないまま事業が終了すると、これまでのやりとり、これまでこの仕組みは何だったのかと思わざるを得ない。POE の報告書が最終化もされてないし、公開されていない中で世銀として終了したことが、やはり透明性に欠けることであると指摘しておきたい。

もう一つ、移転実施期間の終了後をしっかりとモニタリングしていく、世銀としてもモニタリングしていくとのことだが、移転実施期間の終了後の実際のアクションプラン、計画は公開されるのか。実施主体としては、ラオス政府、NTPC、そこにフランスの支援が入る形になると思うが、こちらが確認できていないのだが、これ自体は公開されるものなのか。

MOF 青柳 :

RIP 終了後、RIP 期間中、PRE-RIP そして POST-RIP で、理想かもしれないが、達成すべき事項は、我々の確認できる限りでは公開されており、NTPC のウェブサイトに行く、毎年報告書の形で公表されている。かなり分厚い報告書だが、ここに一応リストアップされている一連のものがある。

東 :

続いて、四番目の質問に関連して、世界銀行のレバレッジ、それから日本政府がどのように確認していくかで、前回に続いて今回でも世界銀行としては全体的なラオスの支援とか環境保護の支援を通じてこのプロジェクトの成果を強めていく、確認していくとのことだった。個別具体的な事例でいえば、例えば NGO が現地を訪問して河岸浸食によって影響を受けているけれども対応されていない村があるとか、移転住民の人たちで本来であればもらえるはずの追加の土地分配が行われていないといった事例があった時に、これまでは支援をしている世界銀行を通じて、こういうことをしっかり解決して欲しいとやりとりをしてきた。というのがここ十数年の私たちの働きかけだった。今後、そういうことが起きた時にはラオス政府か、実施企業に言うしかないことになるのか。

MOF 野路 :

先程も少し申し述べた通り、このプロジェクトが終わったからといってそれで終了ではない。世銀の支援は引き続きラオス政府に対して行っていくと思っている。また、世銀の現地事務所を通じた、情報収集なり、そういう対応もできると考えられる。

東 :

その世銀事務所を通じた対応で言えば、議題案の中でも少し触れているが、2016年にメコン・ウォッチの木口が現地を訪問して、河岸浸食の被害を報告したにもかかわらず、少なくとも今年の2月に現地を訪問した時には、住民の人たちによると何ら具体的な対応はとられていなかった。果たして、世界銀行がどの程度この事業のフォローアップとか具体的な解決に真剣に向き合っているのか非常に疑問に思っている。

木口：

その件に関して、前回の時にいろいろな調査が行われていて、情報が公開されているということだった。ウェブサイトを見せて頂いたが、後で確認したところ全く情報がなく、具体的なことは何も公開されていない。うまくいった、しっかりやったと言っていることが書いてあるだけ。今まで何度も東が繰り返し言っているが、この事業が成功しているとのデータについても、もともとどういった調査をされて、どういう内容でそれを確認したのか。あれも10年くらい前になると思うが、その時もそのデータを公開して頂いていない。成功しているとおっしゃっているが、それを追跡して、どういったデータでそれを判断されているのかが全く見えないブラックボックスのような状態がずっと続いている。そして今はまた、せつかく外部の専門家を入れて評価をしていたにも関わらず、その結果を使わずに終了してしまったとのことで、非常に騙されたような気持ちになるのが正直なところ。

東：

今の木口の繰り返しになるが、POEの報告書が最終化されていないことを受けて、もちろん数週間以内に公開されるとのことなので、公開され次第中身を確認したいと思っている。しかし、もしかするとPOEが達成されていない項目があると指摘していて、それを公開するかしないかみたいなことで、この報告書が最終化できていないのではないかという推測も、ナムトゥン2をモニタリングしている団体、市民社会の中にある。やはり、順序としてはこれをしっかりと公開して、世銀としてはその結果を確認して、終了するという過程がとられるべきだったと私たちは今でも考えている。それから、これまでの議論の繰り返しにはなるが、基本的には世界銀行としてこのプロジェクトの成果を確認している。したがって、日本政府としてはそれを評価する立場にないというお話を今回もされていた。ただ、そもそも論に立ち返るとこのプロジェクトが融資決定される前には市民社会と日本政府との間でかなり長い時間の議論があった。アメリカが世界銀行、アジア開発銀行の融資決定判断を棄権する中で日本政府として賛成したところには、世界銀行の事務局がこのプロジェクトを環境社会配慮について責任をもってやっていく、それを日本政府として責任をもってモニタリングしていくとの判断があってこのプロジェクトに賛成したとの説明を私たちはこのプロジェクトが開始される時に受けた。それに基づいて、これまでやりとりをさせて頂いている。このプロジェクトに限らず、これから日本政府としてこういう国際金融機関が実施するプロジェクトにどう関与していくか、どのように融資決定の判断をするかといったときに、このプロジェクトに賛成し、決定を後押しした日本政府として、このプロジェクトをどのように評価するのか。しっかりと内部でまとめて頂いて、今後の融資決定とか判断に活かしてほしいと考えている。

MOF 今村：

毎回毎回同じような感じになって申し訳ない。最後の指摘だが、おっしゃる通りで、融資を決定する時

の我々の行動は、我々として最後まで責任を持ってやっていかないといけないと思う。難しいのはプロジェクトの評価も、いろいろな側面があって、経済的な側面から、現場での Resettlement のお一人お一人の方への Benefit からあるため、非常に Complex な話で難しい面はある。Moderate Satisfactory と言っているからといってすべてが Moderate Satisfactory というわけではない。要素によっては良いもの、要素によっては悪いものがある。例えば市民社会のみなさんが疑問に思っているなぜ POE の報告書を公表していないのにプロジェクトをクローズするのかということは、率直かつ的を射た疑問である。ただ、世銀の中のプロジェクトの立て付けのルールみたいなものが一方にあって、それを私は承知してないが、そうした疑問にちゃんと答えられるようなプロジェクトの作り方とか Implementation をやっていかなければいけないと思う。そういう意味では今後のプロジェクトに、株主として関わっていく際には、そういった面からもできるだけ、チェックしていくとか、事務局に働きかけるとか、そういう方向性で活かせていけたら良い。少し漠然としているが。

東：

今の話にもあったように、成果についても移転住民の生計回復とか生活向上であるとか、ラオス全体の貧困削減とか、いろいろなレベルがあると思うが、私たちとしては大きなレベルの話についてもこのプロジェクトの歳入がしっかりと貧困削減分野に使われて、ラオスの貧困削減に貢献している根拠がきちんと示されないといけないと考えている。これは今後世界銀行の評価報告書等で、示されると期待はしているが、単にこの事業がステートメントの中であげられたように貧困削減に貢献したというだけでなく、それを根拠と共に示して欲しい。そして、その根拠をしっかりと公開して欲しいと思う。それは日本政府としても公開について世界銀行に働きかけて頂きたい。繰り返しになるが、根拠に基づいて日本政府として支援したことがどうだったのか判断して欲しいと考えている。

議題 3：JBIC・IFC・AfDB による融資：モザンビーク北部ナカラ鉄道・港湾事業（ヴァーレ社/三井物産）による現地住民への影響について

渡辺：

質問の背景だが、これまで本協議会では、2016 年 3 月から 2017 年の 12 月にかけて、6 回継続で議論をしてきた。一つは、モザンビークの債務問題、日本政府としての融資、円借款の方針。もう一つは、これは JBIC が融資をしているが、ナカラ鉄道・港湾事業への融資の 2 点についてで、論点としてはモザンビーク政府のガバナンス問題、ナカラ鉄道・港湾事業による現地住民への影響と被害、こういった問題に関する情報公開について議論をしてきた。今回は特にタイトルにあるように、この二番目のテーマであるナカラ鉄道・港湾事業において、四月に現地の農民組織が調査を行ったところ、これまで伝えてきた被害が継続、拡大、また新たな被害が確認されたことを受けて、協議をさせて頂ければと考えている。

前提として、これまでの議論の内容の確認をしたいと思う。ナカラ鉄道・港湾事業については、これまで、現地において私も参加した調査で見られてきた被害を伝えてきた。だが、そういった被害の回復がなされる前に、昨年 11 月に融資が決定した。被害については 5 ページ目に書かれている 7 点である。一つは、住民の強制移転と補償の状況。もう一つは周辺住民の生計への影響。これはマーケットの喪失や

土地の喪失。あとは、粉塵や振動、騒音被害。コミュニティの分断。列車の長時間停車による道路の封鎖。安全性。また、事業のプロセスの問題について指摘をしてきた。この5ページの中程から、これまでの議事録を抜粋したものをのせている。最初に2017年6月のNGO側の事前質問へのJBICさんによる事前回答から抜粋をさせて頂いている。ここには、今申し上げた7点について、このようにしっかりと対応がなされている、そして、対応がなされていない部分については、しっかりと苦情を申し立てる手段を設けてその後もモニタリングを続けて、必要に応じて追加的な対策をとるとのことが一点一点述べられている。

6ページ目だが、これも同じく協議会の議事録から抜粋をしている。JBICは対応しているとおっしゃっていたが、財務省からの見解としては、ここで我々から聞いている話とIFCのレポートでは、その現実の認識にそれ程ギャップがないということ。すなわち、プロジェクトによって影響を被る人が出てくる、それをできる限り緩和する必要がある。また、そのギャップを埋めていかなければいけない。おっしゃっている状況と市民社会の方からご報告している状況にギャップがあるので、それを埋めていかなければいけない。そういった見解を財務省に頂いた。これについては非常にありがたい意見だったと思っている。その後12月にも議論をしていて、その時には先程のラオスの話にもあったけれども、やはりJBICやアフリカ開発銀行のような公的な機関が関わることで、国際的なスタンダードに基づくセーフガードポリシーを適応できる。また、そういったモニタリングを通じて、むしろ被害状況を軽減、改善できると財務省から述べられている。

そういったことを議論してきたが、今年の4月、7ページ目、現地の農民組織が、これまで被害を訴えてきたナカラ鉄道の開発事業について調査をした。時間がないため読まないが、訪問した場所がナンプラ州のMalema郡で、2016年度の調査で住宅の補償建設が途中段階、でも補償金額が払われていない問題を報告させて頂いた。そういったコミュニティのフォローアップと、地元の農民組織でマーケットの喪失について現状把握をされていたところに、もう一度訪問して話を聞いている。もう一つは、9ページの下の方から始まっているナンプラ州のRibae郡で、線路沿いに暮らして家屋を失っているがなんら補償を受けていないコミュニティを2016年度の調査で訪問して、インタビューをしてきた。その後、そういった対応ができていないところも今後対応していく予定とJBICがおっしゃっていたので、今どうなっているかの追跡調査をしてきた。しかし、状況は特に変わっておらず、むしろ被害が拡大しているとの結果が出ている。こちらは読んで頂いていると思うので、特には言及しない。11ページに例えばということ写真で載せているが、これまでも伝えている通り、かなり深く掘られて線路が通されている。そこに立橋がない状況が何キロメートルにも渡って続く中で、コミュニティが分断されたり、転落事故が起きたり、子どもが学校に遅れたり、妊婦が転んで亡くなったりといった事故が起きている。家屋を失っている人もいる。あとは写真を見て頂けるとわかるが、右側の写真の上下を見て頂くと、家屋にすでにひびが入っている。すでに壊れた家屋もあって、補償は受けたけれども、結局メンテナンスもされずに被害が広がっていることが目視でも確認できるかと思う。以上の通り、この調査から、10ページ目になるが、2015年2016年調査から被害が継続あるいは新たな被害として、子どもの通学への影響、住宅保証の問題、これはコストや維持管理、あとは線路横断時の新たな事故や粉塵によって作物が生産できない影響が確認されている。

その上で、質問を本件については4件、プラスで1個、5点の質問をさせて頂いている。1点目がJBICによりこれまで説明されてきた対策の内容と、現地農民組織の調査によって判明した被害状況の齟齬について。ここに8点あげているが、これが1年半以上継続している。一つ一つJBIC・財務省の説明と調査結果を挙げているので、これに対する財務省の見解、この状況に対してどのような確認方法と具体的な対応策をとっていかれるのかの見解をお聞かせ願いたい。2点目が、JBICによる融資決定以来、モニタリングをしてしっかりと対策を行う方が状況が良くなるとおっしゃっていたので、融資決定以来のモニタリングの具体的な実施状況と内容、確認された問題の有無、もしあればその内容についてもお聞かせ願いたい。もう一つが調査結果で被害があるとお伝えして来ているMalema郡とRibaua郡における融資対象事業者によるすべての対応策の内容と場所を教えてください。今年の4月上旬にJBICと会合をもって地図をご提示頂いて場所を教えてくださいが、Malema郡のある地点からとRibaua郡までの地図が抜けていることを指摘している。そのことのフォローアップも含めて、この2郡においての具体的な対応策と今後の予定を教えてください。もう一つが、88か所についてこれまで対応していると。これ以外にも今後対策を練っていくとのことだったので、その具体的な中身を教えてください。加えて、財務省との協議の場なので、モザンビークの円借款について。モザンビークの債務状況を受けて2015年の2月以降止まっているが、これが今後どういう状況になっていくのか、方針と今後の予定を教えてください。ただ、これについては事前に資料を頂いて、こちらの方でも資料に書かれている事実というのはレポートや報道を見て確認させて頂いている。そのため、この点については長くご説明頂くのではなく、レポートに書かれていることを踏まえた財務省としての見解と今後の方針を簡潔に教えて頂ければと思う。

MOF 米山：

詳細については、それぞれの点についてJBICから説明をさせて頂くようにする。繰り返し申し上げているように、環境社会配慮ガイドラインとか、セーフガードポリシーをしっかりとやっていくことが極めて大事だと思う。そういう観点でこれまでこの場でも議論をしてきたし、みなさんとJBICの間で直接お話しもされていると思うので、引き続きしっかりとみなさんとJBICの間で話をして頂きたいと思っている。最後の質問だが、モザンビークの円借款をどうするのか。これはずっと申し上げている通りで、何も変わっていない。債務がひどいとかそういう状況ではなく、モザンビークは破綻しているというのが国際社会の基本的な見方だと思う。破綻していると書いてあるレポートを差し上げている通りであり、レポートが出るたびに破綻している状況が継続していることが繰り返し確認されている。破綻しているので、円借款という話にはならないのではないかと考えている。

JBIC 関根：

続いて、ご質問の観点で国際協力銀行が詳細も含め、あるいは直近、現在の状況も含めてご説明できればと思う。まず1点目は8点のご指摘についてのご質問である。それぞれに対して、現状認識を繰り返しの部分と新しい部分があるがお答えする。1点目の住民移転の補償状況だが、本件についてはご案内の通り、事業者の方でベースライン調査、それから移転計画の策定を通じて、物理的経済的な住民移転対象者を特定し、そして補償を完了している。これについては、IFCパフォーマンススタンダードにおいて

定められている強制移転の事実はないと私どもとしては確認している。それから住民の生計への影響と
いったご指摘があった。生計支援策として、事業者は周辺住民の継続的な生計手段の確保を目的として、
モニタリングを実施しながら必要な支援を継続して実施している。新居の引き渡しについて、間取りや
レイアウトについては移転対象者の確認を経た上で、世帯の規模を確認し、それを踏まえて決定する手
続きになっている。事業者の方では専門の業者も雇用しながら、適切な期間のメンテナンスを実施して
いる。本事業のソーシャルモニタリングチームといったことで、例えば安全講習会だとかさまざまなサ
ポートしているが、この全員を鉄道沿線のコミュニティから雇用している。先程の冒頭のご指摘で2つ
の郡の名前があった。Malema と Ribauera、こちらの出身者も含めて、モニタリングチームを構成してい
る。それから、粉塵等の現在の対処状況だが、石炭運搬に伴う粉塵対策として、貨車に積まれた石炭に
粉塵抑制剤を塗布するといった対策をしている。

それからモニタリングとの話があったが、6月、今月に直近で受領したモニタリングにおいては、PM10
のモニタリング値が現地基準、国際基準を満たすことを確認している。騒音振動については、現地基準
が存在しない状況にはあるが、モニタリング結果により、本プロジェクト実施により追加的な影響が生
じていないこと、それから国際基準を満たすことを確認している。コミュニティの関連で、コミュニテ
ィの分断に繋がった、あるいは列車の長時間停車による道路封鎖、線路横断による事故等のご指摘があ
った。これらについては、先程会話の中でもあったが、鉄道沿線において土地の特性それから通行状況、
コミュニティからの要望を踏まえたリスク評価を実施していて、88か所の重点対策地点を設定し、2017
年の12月には主要な対応を完了ということである。事業者は今後も継続的にモニタリングを行って、追
加で対応策を実施する計画とのことで、別の地点も含めた対策を後程述べるが考えているところである。
それから、事業のプロセス、社会的合意、被害状況を訴える先といった話があった。まず合意だが、補
償対象者に対して、事業者が事前に告知をした上で補償手続きにかかる説明を行っている。補償内容の
内容、新居の間取り、レイアウト、これらはすべて移転対象者の確認を経た上で決定している。苦情に
関してだが、苦情受付窓口としてコールセンターを設置している。地域住民は村の代表者を通じて苦情
を伝えることができる。それに加えて事業者の方で選任部署、Community Relation Team と呼んでい
るが、こういった専門の部署が定期的に周辺の居住区を巡回していて苦情対応メカニズムの存在の啓蒙、
それから苦情の有無を確認している。

モニタリングについてのご質問である。融資契約が2017年11月である。その後、契約調印後最初のと
いうことでは、今月に事業者より初回の環境モニタリングレポートを受領した。モニタリングレポート
の一部は、先程PM値を紹介したが、引き続きレビューをしており、専門家の視点から環境コンサルの
方にも見て頂いてモニタリング結果の確認を進めていく。これに加えて、対応状況の確認をする観点か
らちょうど今週現地に弊行の職員を含めて実査を実施中である。こういったことを通じて、先程の私ど
もの認識ではあるが、引き続きコミュニケーション、お気づきの点があればそういったモニタリングで
事実確認等をしていくことが重要ではないかと考えている。

続いて、3番目のMalema郡とRibauera郡における対策等のご質問である。こちらは、鉄道沿線の他の
地域と同様に、住民移転対象者に対する説明会の実施、住居の引き渡し、それから金銭補償と、生活支

援策の実施を行っている。事業者の方も引き続き継続的にモニタリングを行い、必要な対応策を実施している。さらに、こちらがしっかりと把握しているのかとの点についてだが、両郡において転居を伴う物理的移転の対象、経済的移転の対象等、そういった世帯数も把握、確認をしておりそれらについて説明会の実施、引き渡し、金銭による補償の実施、支援策の実施等を行っていることを確認している。

渡辺：

いずれにおいても特に具体的な回答がなく、これまでの回答と一緒に、情報提供という気がほぼない。そして、「こういうことやっている」ということだけで、何ら対策がほぼ練られていない。こちらが情報提供したことに答えようとする気がないことはよく分かった。したがって、今日これからJBICにはお答え頂く必要はない。その上で財務省にお伺いしたい。今ご説明頂いたことは、今回の議案書にも載せている通り、以前からご説明頂いている内容とほぼ変わりがない。こういうことをやるということだけで、具体的な場所とか内容については説明がないまま情報が、ただ提示されるだけだったので、こちらの方で追加の調査をして具体的な状況を調べてそれをご提示した。その上で齟齬を提示している。これまで財務省としてもギャップを埋めていきたい、そして齟齬があればステークホルダーの情報を得て対応していきたいとおっしゃっていたので、財務省としての齟齬に対する見解をお聞かせ願いたい。今のご説明とここでご提示をした最新、2018年の4月に現地の農民組織が行った調査結果との齟齬を埋めていく気があるのかなのかということ、埋めていくとしたらどのような方法を今後とって、モニタリングしていくつもりなのかをお聞かせ願いたい。

MOF 米山：

今のお話をお伺いして、大変悲しく思った。JBICは答えなくていいと、それだと建設的な議論ができなと思う。引き続き建設的な議論を続けていく、続けていく中でしっかりとモニタリングすることが大事だと思うので、申し訳ないがJBICと話をしないというのはお許し頂きたい。そういう反応を頂いたということについては、個人的に悲しい。そこまで信頼関係が破壊されていることが非常に悲しい。我々は実施機関でないで、実施機関をしっかりとモニタリングすることが極めて大事で、それは私が繰り返し申し上げているところでもある。私はJBICも対応していると思うが、ぜひそこは対話を継続して頂きたい。対話を継続して頂いて非常にありがたいと思っている。対話に何か問題があるのであれば、それはぜひ教えて頂きたい。こういう場があるからこそ我々も皆さんのお話を直接お伺いできて、そこにJBICも同席させて議論をして来たわけなので、これからもぜひ、そういった対応をお願いできればありがたいと思っている。

渡辺：

そうしたら、一つお伺いしたいのだが、いま米山さんがおっしゃる「建設的な議論や対話」とは中身がどういうものなのか教えて頂きたい。

MOF 米山：

ご質問の趣旨が完全に理解できているかわからないが、JBICと話をしないだとそこで終わってしまう。そうではなくて、しっかりと議論ができるようにお互いに努力を重ねて頂くことが大事なのではないか

と思っている。

渡辺：

ここでご回答頂いた中身を受けて、今日これ以上の議論はできないと申し上げている。なぜなら、これまでの説明と変わっていないから。今回ご提示しているのが、これまで頂いた説明の後にこちらが具体的な調査をして齟齬が見えてきたこと。そこへの対応をどうするのかをお伺いしている。そのため、これまでと同様の説明をされる様であれば、ここでこれ以上説明をして頂く必要はないと申し上げている。今 JBIC から頂いたご説明は過去にここに議事録の引用をさせて頂いているけれども、それと変わりが無い。その上で、齟齬があるとこちらは申し上げている。齟齬をどうするのか、ギャップを埋めることをどうするのかを議論したくてここに来た。私は建設的な議論というのはそこをどうしていくのかということを考えることなのかなと思ってきた。しかし、結局これまでにご説明の内容が変わらなかったため、今日はこれ以上のご説明は結構ですと申し上げた。その上で、監督省である財務省さんの見解を伺いたいと申し上げている。

MOF 米山：

毎回発言内容が同じであるかはわからないが、基本的な考えは何も変わっていないと思う。申し上げているように、環境ガイドラインだとか、セーフガードポリシーをしっかりと適応していくことは重要である。これは最初から最後まで変わらないと思う。モニタリングをする過程において新たな事実が見つければ、みなさんから教えて頂いた事実があれば、それをしっかりと実施機関において確認して、それで問題があればそれは対応することだと思う。そこも変わらない。この方針がおかしいと言われても困る。新しい問題点がある具体的な点であれば、それぞれ具体的にどこの誰がどういう問題になっているのかをご提示頂いて、それを JBIC に突き付けて頂きたい。基本的な考え方は同じ。セーフガードポリシーはしっかりと適用される必要がある。モニタリングを行う中で、新たな問題が見つければそれに対処していく必要がある。これは変わらないと思う。

渡辺：

いま、具体的にそういった齟齬があれば対応していく必要があるという。これまでもおっしゃって来て頂いて、今回もおっしゃって頂いた。しかし、なぜそれができないかという点、JBIC がこれまでに対応されている 88 か所がどこで、具体的にどういうことをされているのか、それが私たちが調査している場所なのかどうか、その齟齬を見て議論ができると思っている。だが、情報が企業のものだから公にできないと言われて、現状がこちらでも確認ができない。

JBIC 関根：

今のご指摘の点について、ご案内の通り 88 か所のご指摘はこの協議会を通じてもご依頼頂いて、その後企業の活動ではあるが、その企業との調整を経て地図を用いて個別の面談でこちらからご説明させて頂いたという経緯が事実としてある。私どもとしては誠意をもって説明させて頂いた。地図を用いてここはこうだという説明をさせて頂いたつもりではあるけれども、ここにもある通り縮尺、その他等で、さらに詳細がわからないというようなご指摘を頂いた。そこで、今工夫をしてどういった形で事業主の活

動を正確に伝えられるかについて、事業者と協議をして準備をしている。この場で地図を用いて説明ということはできないので、別途の機会ですらに明確になるようなご説明はさせて頂きたいと思っている。

渡辺：

企業とやりとりをした時には、一切の情報が出てこなかった。そのような中で、地図を手渡しはできないけれども示して対応して頂いたことには感謝している。その感謝はすでにお伝えしていると思う。ただ、おっしゃって頂いたように縮尺も地図によってばらばら。駅や地名の名前も入っていない。どこのコミュニティで対応しているのかも全くわからない。そういう中で、被害状況にどこでどのように対応しているのかは答えている、との回答と姿勢を見せられた。だが、被害の回復を本当に真剣に検討する上では不十分な情報だったと言わざるを得ない。そこは今後しっかりお答え頂く必要があると思う。米山さんがおっしゃって頂いたようにしっかりとセーフガードポリシーを守って対応することが重要だと言っている中で、被害がどこなのかを示して欲しいと先程おっしゃったが、2年前から示している。この調査を Malema 郡でやって、Ribaua 郡でやって、こういうことが生じているという具体的な事例を、写真と共にお示ししてきて、この状況が今ある。そのことを今一度確認をさせて頂きたい。あたかも今初めて聞いたかのようなご発言があったが、そうではなくここで写真をご提示してお伝えしてきている。その上で、こういったギャップがあるのでどうするのかということ議論してきたところ、しっかりとモニタリングをして埋めていくということをおっしゃって頂いたので、こちらもう一回調査をした。今の状況がどうなっているのかということで。それで結局、被害が続いているし、拡大もしていることが確認されたことをここにご提示している。したがって、「こういうことをやっている」ではなくて、具体的な場所とか内容をお示し頂いて、じゃあどこに齟齬があるのか、共通の情報に基づいて、どこに齟齬があって、ここはできていない、ここはできているという確認を1つ1つしながらでないでギャップを埋めていけないと思う。したがって、今ご発言があったので、そこはしっかりと責任をもってやって頂ければと思う。よろしくお願ひしたい。

議題 4：ベトナム・ギソン 2 石炭火力発電所に対する JBIC の融資決定と、JBIC の OECD 公的輸出信用アレンジメントの運用について

深草：

ギソン 2 に関して、ここで議論させて頂くのは初めてだが、JBIC や財務省とはすでに個別にいくつか意見交換はさせて頂いている。この案件はタインホア省で超臨界圧の石炭火力発電所 600MW を 2 基建設するもので、今年 4 月 13 日に JBIC は融資を決定している。現地の環境影響等については、これまで要請書で提示している通りだが、今日は特に日本政府が石炭火力発電の公的支援に関して OECD ルールも踏まえつつ、原則超々臨界以上の発電設備について導入を支援するとの方針を発表していることと、このプロジェクトの融資は矛盾しているのではないかとこの観点で質問のメインになっている。これは 2018 年 1 月の方針だが、今パブコメにかかっている第 5 次エネルギー基本計画にも同様の内容があると理解している。

質問だが、まず 1 つが、繰り返しになるが、このプロジェクトへの融資は前述の日本政府の方針、超々

臨界以上という原則に矛盾するのではないかとの点である。また、この原則が適用されない、今回は適用されずに融資が決定されているわけだが、その理由を教えてください。二点目と三点目の質問は関連している。JBIC は 2015 年に環境社会影響評価が相手国によって承認されていることを確認したとおっしゃっている。「確認した」ことの根拠となる文書等をご提供頂きたい。これは 3 番目の質問に関係しているが、OECD ルールは基本的には輸出金融にかかると説明されているが、JBIC さんは投資金融にも準用をするとおっしゃっている。しかし、同アレンジメントでは、例外条項のようなものがあって、2017 年の 1 月 1 日以前に融資申請があった場合、このルールにかからないとおっしゃっている。ただ、私たちは別途、JBIC さんは事業者から EIA と環境許認可については 2017 年の 5 月から 6 月にかけて受け取っていることを確認した。というわけで、OECD ルールを準用するというのであれば、この事業の融資は OECD ルールを踏まえてという日本政府の方針に反しているのではないかと言えらると思う。それについてのご見解を頂きたい。そして最後になるが、EIA と許認可を 6 月 16 日、5 月 12 日に受け取っていると伺っている。ただし、この事業の EIA が JBIC のウェブサイトに掲載されたのは 2018 年 2 月 6 日である。これは受け取ってから半年以上空いているわけである。これは JBIC のガイドラインの原則として情報入手を速やかに公開すると記載があるので、これに反するのではないかと言えらると思う。これについてもご回答頂きたい。

MOF 奥田：

私の方からまとめて 1 番から 4 番のご質問についてお答え差し上げたい。まず一点目、政府の方針について。ギソン 2 プロジェクトについては、超臨界もしくは亜臨界の石炭火力発電所を建設するというベトナム側の意向により 2008 年に入札手続きが開始され、ベトナムのエネルギー政策や気候変動対策に整合的な事業としてかねてより企業において事業が進められ、昨年 11 月にプロジェクトの関連契約が締結された経緯を辿ってきた事業である。このように、かねてより検討が進められていた本事業への融資については OECD ルールの経過措置も踏まえたものであり、政府の考え方に反するものではないと考えている。

二点目について。本事業の公的支援の要請がされたのは 2011 年の 6 月である。JBIC は事業者より EIA がベトナム政府より承認済みであることを確認しており、EIA の承認レターについては JBIC のホームページ上に公表している EIA の 3 ページに記載がされている。現在 JBIC が手元にその該当箇所を持っているので、後程、ご覧頂ければと思う。三点目、OECD の経過措置との関係について、先程おっしゃったように OECD アレンジメントはあくまでも輸出金融に適用されるものであって、投資金融である本件には直接適用されるものではない。しかしながら、投資金融であればどのような案件でも支援をするというのではなく、JBIC は、投資金融を行う際にも OECD ガイドラインを参考にしている。経過措置適用にあたって必要となる EIA の完成、原文では completed EIA という形にはなっているが、これは事業者から JBIC への証明書の提出というのではなく、現地政府の承認により要件を満たすものと理解している。したがって、EIA のコンプライトは、本件では 2017 年の 1 月 1 日前になされていることから、本件は経過措置も踏まえた対応になっているものと考えている。最後に、情報公開との関係についてである。ガイドライン上は、先程ご指摘があった通り、速やかな情報公開が必要であると記載されている。他方で、借入人の商業上の秘密についても十分配慮する必要があることも記載されている。このように、

両者、場合によっては相反するような二つの要請がある中で、本件、EIAの公開については、商業上の秘密などに相当するものが含まれていないかどうかの精査が必要であり、精査を速やかに行い、本年の2月にEIAを公開したと、JBICからは説明・報告を受けている。このEIAの公開は早ければ早い方が良いことはおっしゃる通りであるので、引き続きJBICにおいてガイドラインに基づいて適時・適切・速やかな情報公開が行われていくように、今後の案件も含めて促していきたいと財務省として考えている。以上がお答えとなる。

深草：

1の回答で、気候変動エネルギー政策への整合性を確認してということだったが、具体的に何をされているのか。

MOF 奥田：

より掘り下げた話はまたJBICの方からもあるかもしれないが、ベトナムはエネルギー政策や気候変動対策の計画等を定めており、それらの公表もされている。それらの中で、ギソン2発電所も含め、石炭火力を一定程度進めていく旨示されていると把握している。

JBIC 池原：

補足申し上げる。先程のエネルギー政策の具体的な確認だが、本件は融資に先立って現地に訪問させて頂いて、現地の高官で具体的には副首相だとか諸々の関係省庁の大臣副大臣クラスにお会いさせて頂いてベトナム政府のエネルギー政策について具体的に確認させて頂いた。中身の詳細について立ち入るのは控えさせて頂くが、大きなところとしては、これまでガスだとか、水力を中心に開発して参ったが、ガスについては枯渇すると、また水力についても新規開発が限定的という中で、選択肢がかなり絞られてきている。一方で、彼ら自身が気候変動対策を十分に踏まえた上で、再生エネルギーを大きく伸ばしていく方針を有している。但し、大きく伸ばしていくものの、そのためには一方でバックアップ電源、いわゆるベースロード電源とも呼ばれているが、その必要性としての火力も十分に開発していかないといけないとの認識にも立っている。そうした中で、先述のとおり、選択肢が限定的な状況下、ガス火力、もしくは石炭火力を今後とも長期開発していくとの意向であるということの方針として聞いている。一方で、電源開発計画の中でもそれを踏まえて本件が重要な国家戦略の案件であると位置付けられている。

深草：

2の回答は何を入手されているということか。聞き逃したので、もう一度お答え頂いていいか。

MOF 奥田：

EIAの承認レター。EIAを現地政府が承認したというレターである。これがJBICのホームページ上に公開されているEIAの3ページ目に記載がある。

深草：

2015年にそのレターを入手されたということか。

MOF 奥田

EIAの承認が出されたのが2015年である。その日付で現地政府の承認が出ているということである。JBIC自身がEIAを入手したのは2017年の6月。

深草：

4だが、商業上秘密が理由で精査に時間がかかったとのことだが、通常半年くらい見て掲載を決めるようなものなのか。

関根：

通常とおっしゃったが、非常に単純なプロジェクトであればそんなに時間は要さないと思うし、JBICの場合、大規模なプラントの融資が多いものだから、その周辺も含めた調査結果についていわゆるスペシフィケーションというか、仕様等の情報が入っていて、一般的な公開の是非を検討する。それは機器の内容だとか、大きさ・スケール、複雑程度、高性能か、あるいは汎用的かによってかなり変わり得るといふ風にご理解頂きたい。

田辺：

2番目の承認レターは先程EIAに載っているということだったが、それ自体は2017年に出ている。2015年に承認されていることを確認した根拠にはならないと思う。我々としては2015年にこのEIAの承認を確認はどういう方法を持って、何を以て確認したのかということである。

JBIC 池原：

2015年3月と申し上げているのは、我々として確認したということではなく、現地政府がEIAを承認した日付である。

田辺：

そうすると、あくまで確認したのは2017年に受け取った時に確認されているということか。

JBIC 池原：

EIAの中身をということでしょうか

田辺：

承認されたことを確認していると。

JBIC 池原：

具体的に2017年1月以前に口頭ベースなりで承認を受けているのは事業者から伺っているが、正式にものとして確認したという意味では2017年の5月なりにEIAを受領した時に確認している。

田辺：

質問の3点目だが、これはこの文書をどう解釈するかだと思う。少なくとも我々は完成したEIA等に基づいた融資申請という風に on the basis を訳したので、つまり融資申請というものが、完成したEIA等に基づいていつなされたか、いつ条件が整ったのか、それがいつなのかというのが非常に気になっているわけである。JBIC との話し合いの中では、融資申請は2009年とかの早い段階でなされていると。EIAが完成したのは確かに2015年だが、実際にEIA等を提出したのが2017年に入ってからなので、完成したEIAに基づいて融資申請がされたのがいつなのかが非常に気になっている。それはどのように解釈すればよいか。

MOF 奥田：

確かに、この英語の文言、OECDガイドラインがそもそも輸出金融を念頭において作られているのもあるので、具体的に時系列に並べてどうだという話は色々解釈の余地はあるのかもしれない。だが、この経過措置が定められた趣旨を推察するに、2017年の1月1日以前に必要な手続きが終了していた案件については、いきなり新ルールを適用するのは、あまりにも事業者に酷であるという考えが背景にあるものと思われる。そういう観点で見た時に、本件は融資申請が2011年、EIAの承認は2015年で、いずれも事業に必要な手続きは2017年1月1日以前になされている。融資申請について申請書自体は2011年に出されたものの、そこから2017年まで継続して融資要請があった状況。こういう点を踏まえると、本件については完成したEIAに基づく融資申請はあったと見て良いかと考える。何かそのうち一つのパーツでも2017年1月1日以降にあれば、そこは違う話になるが、いずれも2017年より前になされているので、この経過措置を踏まえた対応になっているのではないかと考えている。

木口：

4番目について質問というか、よくわからなかったものがある。通常、環境アセスメント、環境許認可証明書はその国において、一般に公開されたりとか、少なくとも影響住民の方は閲覧したりとか、事業の内容を理解するというところで、表に出ているものだと思う。そこに商業上の秘密があるから日本側では公開できないというお話がよくわからなかった。スペックの話は今あげていたが、スペックなども当然住民の方が知って、影響の大きさとかを他と比べて考えるなど、重要な情報であると思うし、そもそもそれが商業上の秘密に当たるというのがよくわからなかった。そういうことでご説明の、半年遅れている理由が少し納得いかない。その点についてもっと詳しく教えて頂けないか。

JBIC 池原：

今ご質問としてお話伺ったのは、現地で公開されているのにそれがなぜ日本で公開できないのか、そこになぜ商業上の秘密が影響するのかという点かと理解。まず、公開のレベルや公開の対象である。私どもが事業者から聞いているところは、現地での公開はあくまで現地住民の方の所在する、区民館までではないと思うが、コミュニティのところで、あくまで公開とは言うものの、ホームページでの公開ではなくて、住民の方々から見たいという申請があって初めて公開するものであると承知している。一方で、我々の公開はホームページで誰でも閲覧できることになる。現地では、現地住民の方の目にしかさらされないものが、日本側ではどなたでも見れる、あるいは競合他社の企業の方でも見れてしまう点で、セ

ンシティビティが違うということがあると思う。

深草：

申し訳ないが、4について、私は質問というよりコメントだが、今木口さんがおっしゃられたことと同じで、何でこんなに時間がかかったのかということと、やはり地元で入手できるのであれば、センシティビティのレベルの問題かもしれないが、技術的には入手できるわけであるから、あまり説得力がないのかなと思った。そして、やはりベトナム等の国情を考えると、なかなか市民・地域住民の方が内容を理解して何かコメントをするというのはなかなか難しい。現地 NGO や日本の NGO もやはり見てコメントすることはガイドライン上もステークホルダーとして認められているわけであるから、なるべく早く掲載して欲しい。特に、先般も要請書を送らせて頂いたが、現地住民の方に、情報が渡っていない点もほとんど指摘されているので、なるべく早くこういった情報はあげて欲しいと思う。以上である。

木口：

追加だが、EIA とか環境許認可証明書などに詳細設計図みたいなものが載っている可能性はあまりないように思うので、ご説明にはやはり納得し兼ねる部分があるし、もしそういう部分があるのであれば、その部分だけカットすればいいだけの話で、半年かかるというのはやはり不自然じゃないかと。コメントである。

MOF 奥田：

ただいまご指摘頂いている部分をもっともなところもある。事業者の承諾がないとホームページでの公表が困難な中、現地で公開されているところは非常に大きな一つのファクトである。そこも JBIC から事業者の説明の上、できるだけ早期の公開を今後の事業においては追求していくべきだと考えている。

議題5：インドネシア・西ジャワ州チレボン石炭火力発電事業・拡張計画に係る人権侵害と JBIC による状況確認・対応について

鈴木：

こちらの議題に関しては何度もここで話させて頂いているので、すでにご存じの方も多いと思うが、ここに提出させて頂いたような背景としていろいろなことがある。裁判も継続している。先月に住民の方を弁護している弁護士の方もいらして頂いたので、財務省の方々、および JBIC の方々ともお話をする機会を設けさせて頂いた。ただ、今回みなさんのご見解としてお伺いしておきたいのは人権侵害という点である。背景に関しては読んで頂くことにしているが、以前より人権侵害等問題があるのでどうにかして頂きたいというお話を何度もさせて頂いて、JBIC から現地の事業者に注意を与えているというお話をさせて頂いていた。ところが、それが継続している状態であるところが1番の問題になっている。実際、原告が第一回の裁判から第二回の裁判にあたって6名から1名に減ってしまった背景も、先月弁護士の方から十分説明して頂いた状況ではある。この唯一の原告となられた方に対する人権侵害が起きている。実際の生活にも影響があるような監視とか嫌がらせが起こっていることは由々しき事態である。そのため、この事実関係を精査してしかるべき判断、対応をとることをどのようにすればできるのか。JBIC さ

んが今やっぺらっぺら状態ではどうしても限界があるというか、我々が納得できるようなご対応に至っていないところがある。したがって、とにかく原告の方を守り、裁判をスムーズに進めるためにどうしたら良いのかについて財務省さんの意見を伺いたいということが一点目。

二点目は、こういった人権侵害については国際社会もかなり注目している。もともとチレボンのこの案件は非常に注目度が高い。石炭というだけでかなり、いろいろなところからいろいろな意見が出ていると思う。その辺に関しては皆さんご存知の通りで、こちらからも情報提供し、かつ海外の NGO からいろいろと言われている。そこへ、さらに人権侵害という問題になると、日本としては恥ずかしい事態に陥っている。人権侵害に対する有効な対策が取られないまま融資が継続するとなると、ただでさえ裁判でもめている上、日本だけがこういったことをどんどん進めていることになる。さらに人権も侵害している。かなり問題は大きくなると思う。そういった点について財務省はどのようにお考えなのか。さらに、できれば JBIC の方からは、「今まで事業者にこういうふうに言っている」、「改善を要求した」というだけではなくて、次の一歩としてできること、我々も協力できることがあると思うが、どういうことをすればもう少しでも改善できるのか、前向きに進められるのかについてもご意見頂ければと思う。

MOF 奥田 :

一番と二番について私の方から答えさせて頂く。大原則となるが、JBIC が支援する事業に関して人権侵害が発生するという事はあってはならないと考えている。本件に関しては、かねてより NGO の皆様から詳細な情報提供を頂いている。これらを踏まえて JBIC はスポンサー及び事業者に対して原告の方々に対する不適切な対応の有無について確認するとともに、脅迫行為や不当な買収行為、このようなものは許容されない旨強く注意喚起を行って来ているところである。現状これらの行為自体の確認は取れていないが、引き続き JBIC においてご指摘頂いているような人権侵害の可能性には十分留意した上で、事実関係の調査を行っていくべきものと認識している。JBIC としては、事業者やインドネシア当局の見解を鵜呑みにすることはなく、必要に応じて NGO のの方々含む第三者の意見、情報を取り入れていくべきであり、これらの方々へ仲介して頂き現地住民の方々から直接ヒアリングを JBIC 自身が実施するなど、主体的に事実確認等を進めていくべきものであると理解している。前回のこの NGO 協議会で、ワールドビジョンジャパンの柴田さんがおっしゃっていたが、JBIC が現地で把握し得る情報には限界がある中、NGO の方々が現地住民の皆さんと信頼関係を築いてその中で取って来られる情報は大変貴重であると我々も JBIC も考えている。引き続き、ご知見や情報の共有を頂くとともに、現地住民との面談にあたってはアレンジなどにご協力頂ければと考えている。

JBIC 関根 :

今後どういう対策が考えられるかについて。まず事業者あるいは関係当局にそういった脅迫、あるいは人権侵害は断固として許されない、我々は強い意志を持っている、これを伝え続ける。かつ、ご指摘を頂けば、そういったご指摘もあったことを前提に声を伝えていくということによって、彼ら自身のセンシティブティを高い状態に保っていくことは継続して必要なのかなど。それがまず一つ。加えて、プレゼンスを現地に、反対派の方々にも私たちがそういったことに耳を傾けるという姿勢を示していくことが、逆に事業者側の人ではないような意識でコミュニケーションがとれ、かつそういった事案のお話を

具体的に伺えるかもしれない。取り組みとしては、私たち自身が現地に赴いて対応する機会を継続的に作っていくことが一つ考えられることかなと思っている。最近では今年5月にNGOの方々との対話をされて、それからまたモニタリング、二人で現地にと考えているが、それに加えてということになるとご案内通り先般と意見交換させて頂いたけれども、何か特定してとなるとかえって問題が大きくなるような面もあるため、それに加えてどういったことが言えるのか、お知恵も頂きながら更なる対応があるのかどうか、そういったことを考えていく。

JBIC 池原：

関根の補足になるが、営業の担当としても事業者の方ばかり話を聞く、それを鵜呑みにするということではなくて、事業者と現地住民の方々、NGOの方々、ステークホルダーの方々と、ニュートラルな立場で双方から話を伺いたいと思っている。その意味で、前回のNGO協議会で私より申し上げており、個別の面談でもお願いしているところでもあるが、事業者の話も聞く、事業者にも注意喚起を促していく一方で、現地住民の方々からも同じようにお話を頂戴できる機会があればありがたいと思っている次第であり、機会があればぜひそういう機会をつくって頂ければと思う。

鈴木：

そういった気持ちで進めて頂けると非常に助かる。この間弁護士の方からお話をされた原告の方の被害状況等に関して事業主さんとお話して頂いて構わないと言ったが、特に一人になっている原告の状況で、かつ嫌がらせをされている中で話をして良いと言ってくれた彼の勇気とそれだけのリスクを負っている状況を十分ご理解頂いているのかどうか。こちらもう少し何とかできないのかという部分もあり、現地の住民の方たちにとっても、別にJBICが助けてくれると思っていないとしても、それだけのリスクを負ってまで声を出したいと言ってくれている人がいる。そこをもう少しうまくどうにかつないでいきたいなど、我々も思っているし、JBICの方でもそこに対して努力をして頂ければと思う。皆さんは現地に行かれているご経験から、インドネシアの政府及び警察とかがどういったものかというのはご存知だと思う。現地の状況とかも十分踏まえた上で、例えば専門家の方、第三者の方たちの意見を集める方法を具体的に検討するとか、そういった事業者だけではカバーしきれない部分も考えてもらいたい。この間は弁護士の方が来てお話し頂いたけれども、おそらく事業者の方にも弁護士がいると思うので、関係者の方から中立にヒアリングをして、そして意見を判断して頂くのが良いのではないかと思う。プレゼンスを示すという意味では、ある意味でJBICがそういうことをしていること、しっかり目を光らせていることを現地の事業者を示すことが、何らかの抑止行為になるのであればそれは一つの手だと思う。現地の事業者の方はなかなか手ごわいというか、強烈な方たちのようなので、単純に抑止になるとは思えない部分もあるが、今の状況から改善するために何か一つでも進められることがあれば、ぜひご検討頂きたい。

田辺：

追加になるが、JBICのガイドライン上は貸付実行の停止が最終的な手段として書かれていて、この人権に関する一連のJBICのエンゲージメントが事業者にとってどこまで危機感を持たれているのか。つまり、本当にしっかりやらないとこの貸付実行を停止されるという危機感を事業者が持たない限りは、とりあ

えず聞いておけば良いというふうになってしまうので、そのあたりの危機感を高める工夫をされているのかどうかをお聞きしたい。

JBIC 池原：

貸付実行がどうこうというよりも、一般的な事業者と我々との関係において、我々の言うことを真摯に聞き入れて対応して頂くことが非常に重要だと事業者も認識しているものと思っているので、それについては個別に、それこそ 5 月に伺って頂いたときにも、聞いた話にもすぐにフィードバックをして嚴重注意喚起もしている。そういうところで促しているところでもあり、我々が肌で感じるところでも真摯に受け止めて頂いていると認識している。

議題 6：国際協力銀行による KTH 社への融資における環境社会配慮について

川上：

私は今回初めての議題提出させて頂くので、概略を説明させて頂く。これは 2012 年の JBIC の融資で、カリマンタン島の方である。コリンティガ・フタニという会社があるが、これは王子製紙とコリンド社という韓国系でありながらインドネシアで大きな影響力を持っている会社が合併で作ったものである。森林関連で色々な事業をやっている。この事業では基本的に森林管理をして、王子製紙も絡んでいるから木材チップを作って日本に輸出するのが概要である。そこで JBIC から融資を得た。2800 万ドルが出て、その中で、特にチップ工場を作るときの中身と、プレスリリースの方では販売の方も見ているとのことであった。KTH とも略しているが、植林プロジェクトをやっている。そこで木材チップを作って日本に輸出する事業である。そしてそのチップ工場を作るのにお金を貸すという話である。私たちとしてはインドネシアでは森林問題で、森林伐採でもあり、植林地に変えているので、全体で 9 万ヘクタールくらいあるが、植林地に変えているのは 5 万ヘクタールくらいある。結構な面積をやっているので、地元の農業で農地をもともと使っている方々の土地紛争のようなものが、ここに限らず、インドネシアではどこでもあるような事例だが、このケースでもそういうことがメディアでも取り上げられていた。

もう一つ大きなのは、山火事である。特に 2015 年に日本でも話題になったエルニーニョがあって、それも関連しているが、大きな山火事がスマトラの方であった。カリマンタンの方でもあった。事業内でも 72 箇所燃えているのが見つかって、5000 ヘクタール、6000 ヘクタールという結構な面積であった。前の年も 43 スポット燃えているということで、インドネシアでは、森林管理やる場合はもちろん管理上、燃えてしまったのも実は良くないとの規定になっている。インドネシア政府から、森林管理がちゃんとできていないとのことで、3 ヶ月以上、事業停止されたとの報告がなされている。もう一つ、具体的な例として、JPIK という団体があるが、これは木材の合法性をチェックする外部機関を作っており、モニタリング活動を外部機関として行なっている。JPIK には NGO なども入って専門性を持っている方々がいる。2015 年に調べた時に、色々な村があるが、ブリク村で、慣習地に関する境界線について紛争が起きていることがレポートに掲載されている。ということで、山火事の件と土地紛争が起きている。これが問題点の一つである。これは事業を始めた時から起きていて、そこからずっと継続的に起きている。報

告があったのは2015年だが、融資決定された2012年の段階でも実はあったのではないかの疑いもある。その確認状況も質問内容で確認させて頂く。こうしたコリンティガ・フタニについての問題点及び親会社コリンドの問題がある。コリンド社については、木材事業、パーム油の事業やっており、そこではもっとひどい事例もある。親会社の問題をここではもう少しご説明する。パプア州は別の場所だが、まだ森林が残っている地域であり、8つのパーム油事業で約15万ヘクタール（東京都は20万ヘクタール）という相当な面積で操業している。その中で色々問題が指摘されている。

泥炭地というのは、ご存知かもしれないが、水の森とも呼ばれている、水が溜まっているような場所なので、昔から木が蓄積して行って泥の中に炭素が溜まって泥炭と呼ぶ。それが、長らく残っていたが、開発されることになった。ここに書いてあるように、泥炭地を含む3万ヘクタールの原生林。原生林も熱帯林ではなかなかないが、こういうところをコリンド社によって開発されていると。その中で、本来は地域住民の同意なりを得てやるべきところだが、色々問題が指摘されていて、これについてはまたレポートが出ている。コリンド社のパームオイル関係の問題で、人権侵害及び森林伐採の件で、Mighty EarthというアメリカのNGOが問題提起をした。実はこのコリンド社は、JBICが融資を出した後にFSCの管理材認証があって、本来認証と言っても弱いものだが、それを取っている。こういう問題がある場合、FSCは直接の認証地域で問題がなくても別のところで色々問題がある企業の場合、それを理由にFSC全部とれないということが実はできるので、そういう問題提起のために苦情申し立てをやって、今検討中である。調査中の段階である。NGO側からすると、このコリンド社はグループとして大丈夫か、となる企業だという認識である。

ご質問に入ると、融資の段階で、このKTH、森林管理状況についてどのような確認をされたのか伺いたい。2番目は、先程お話しした環境チェックレポートで、カテゴリAとされているが、これを見させて頂くと、木材チップ製造工場建設プロジェクトと書かれている。ただ、プレスリリース等では、事業について、もっと広めの説明だった。チェックレポートを見るとチップ工場の融資に絞っていると見えたが、融資全体において、プレスリリースには販売事業も入っている中で、木材チップ工場の比率はどれくらい占めているのかをお伺いしたい。3番目はKTHの親会社に当たるコリンド社の事業内容については何かチェックするような手続きがあるか否かについても伺いたい。デューデリジェンスの対象は直接KTHになるのかと思うが、JBICのデューデリジェンスのチェック体制としては、親会社まで見る手続きがあるのかも伺いたい。また、実際やったかどうかがあれば含めて伺いたい。4番目は、融資契約時、契約時にモニタリングの条件でこういうのは確認するとのチェック項目があったのかどうかもお聞きしたい。それから、これは2012年の話なので、今現在はどのようなものが出されて、回収というか、融資だから返済が終了しているかどうかもお伺いしたい。及び、モニタリングとして何かやっていることがあれば、どういったことをされているのかもお聞きできればと思う。以上である。

JBIC 関根:

ご質問ありがたい。最初の解説もありがたい。ご質問についての回答という形で入らせて頂きたい。最初に申しあげると、本件の融資については、ちょうど完済というか、回収が全部完了した。

川上 :

いつくらいに終わったのか。

JBIC 高橋:

去年の 12 月である。

川上 :

森林管理の方も、一応評価対象になっているとの理解でよろしいか。

JBIC 高橋:

原材料の供給地ということで森林も対象とした。

川上 :

この中では書けなかったが、ご指摘のように世銀の基準でチェックしていると書いてあったが、私としてははっきりしなかったのは、工場だけの評価なのか、森林も入るのかははっきりしなかったので入れなかったが、となると、ちょうどチェックポイントの方もざっと下の方の英語を見ると、パルプにも木材にもチェックが入っていなかった。なので、工場だけで見ているのかと思ったら、そうじゃなくて森林も見ておられるということであると、世銀の森林関連の規定が適用しているということであると、一応森林認証的なものを確認すると、世銀のセーフガードには書いてあった。もし取れていない場合は、それをちゃんと取るようにとのことだった。そういう理解で良いか。

JBIC 高橋 :

先程ご言及があった FSC 認証を申請している途中であるということを確認しており、その後取得したことも報告受けた。

川上 :

一応それは見ており、クリアーしているということか。了解した。

JBIC 関根:

次のご質問で、工場と製造販売のご指摘だが、これは私ども通常使い方として、プラント、工場支援をする場合に、製造販売事業という形で、要は製造したものを販売するので、いわゆる一般名称として使っているものである。まさに製造販売するためのプラントを立ち上げることを目的とした融資支援というふうにご理解頂ければと思う。

川上 :

ということは、お金は基本的にはプラントの費用向けということで良いのか？

JBIC 関根 :

プラントの建設がメインになる。買ってきて設置すると。

JBIC 高橋:

工場を運営していくための資金も含まれるが。

川上 :

運営の方も入っている。作るだけじゃなくて。では、その割合はわからないのか。要するに、建設するだけと、運営ではちょっと違うと思うが。

JBIC 高橋 :

全体の中で。

川上 :

なので、その場合だと、建設だけだとどれくらいだとか、割合どれくらいかは、教えてもらえないのか。

JBIC 高橋 :

それはお客様の事業に関わる情報になるので、そこは恐縮だがご容赦願いたい。

川上 :

了解した。基本的にチップ工場が主要な支出と理解した。

JBIC 関根 :

そこはご理解の通りである。

川上 :

一括のお金が入って、ただ、おまけで運営の方もある程度は利用可能な感じで理解すれば良いか。

JBIC 関根:

基本的には工場を立ち上げる。そのために運営というか、運営段階まで持っていく、そのための資金なので、メインとして私どもの融資、他のものも含めてだが、工場新設の場合はそれをメインに考えて、ご理解頂ければと思う。

川上 :

なぜこれにこだわっているかと言うと、インドネシアだけではないが、色々お金が流用されることが有り得る。こういう目的で借りて建設するとなると、とりあえずそれを払わなければならないので、お金はどこかに行ってしまうわけだが、そうした支払いに行かないお金があると、色々なところに、会社の中で、グループの中でお金が回っていく可能性がある。別のところにお金が流用されるのは問題で、そ

ういう事例もあるようなので、その辺どうかということで聞いている。運転資金として、結構な割合があるとなると、それはいろんな形で流用される可能性があり、先のコリンド社というグループ会社の親会社なので、そのお金がずっと色々なところに回る余地があり得る。ただ、はっきりはお答え頂けないので、そこは推測しかできないが。

JBIC 関根：

一般論としては工場を立ち上げる。専門的にはそれを稼働させるための長期運転資金と呼ぶが、そういったものが一部含まれる。これが一般的な形である。

川上：

了解した。

JBIC 関根：

それから3番目のご質問で、KTHの関係でコリンド社の事業内容についてはどのようなチェックを行ったのかとのことであった。このご質問は、趣旨を伺ったところでは、環境ガイドラインと異なるご質問とは存じますが、まず、ガイドラインに基づいた社会配慮をやっている。それとは別に当然与信なので、KTH社に対する事業性というものを確認している。その与信については、誰がどのような補償等の手当てをしたかについては、ご発言できない情報になるので、申し上げられないが、与信に必要な判断、事業を運営する上で必要な情報の収集は行った。

川上：

親会社の色々とあまりいい噂はなくて、私たちの方から見ると、大丈夫かというような事例があるが、そこまでは、JBICさんはやらないのか。コリンティガについては、もちろんやられると思うが、親会社のところまで見ることはやらないのか。

JBIC 関根：

事業をきちんと継続して適切に運営するという観点で、必要性に応じて対応しているというのが、銀行としての対応であるので、二つの観点があると思う。一点目は、事業は継続的に運営できるか。それはオペレーション能力だったり、継続性、親会社の影響力があれば親会社としての継続力。二点目が与信、信用力といったところで、お金が返ってくるかどうか。お金が返ってくるという意味では、借入人に加えて、仮に担保保証があれば、担保保証を要請して、それによって与信可能と判断すると。そう言った中での親会社の度合いに応じて、信用力あるいはその他も判断している。

川上：

私たちとしては、環境的・社会的な悪影響を及ぼしうるような企業と認識しており、非常にリスクが高いと思っている。そういうところにお金を貸すと回り回って悪影響を引き起こすところに行くのではないか。そういうデューデリジェンスというか、OECDのガイドラインみたいな話で、関与する可能性がある。そういう観点での判断はあるのか。

JBIC 関根 :

ご質問はおそらく親会社は将来悪いことをするかもしれない会社じゃないかと、そういう趣旨か。

川上 :

現状色々ある。

JBIC 関根:

本件事業体は合併である。日本の企業も関連するということなので、そういった方々も含めて、この借入人の適切な運営といったものをちゃんとどのように計画しているのか、どのような承認をとっているのか、そういった環境配慮に対するその時点、その後の計画、モニタリングというところで確認をして来ており、結果論だが、そういったものを通じて、今、火災の点は後程申し添えるが、融資が完了しているところである。

川上 :

一応、やったことになっていると。一応見ていると。その環境的側面も見ることにはなっているということか？

JBIC 関根 :

環境配慮について見ている。

川上 :

親会社のレベルで。ティア1と2のようにちょっと離れているわけである。そこまでやることになっているかどうか。

JBIC 関根 :

ルールとして、親会社のこれを調べるというルールにはなっていない。ガイドライン上は。

川上 :

本当に怪しい場合はやるというレベルなのか。了解した。今回はそこまではやっていないと理解すればいいか。

JBIC 高橋:

基本的には今関根が申し上げた範囲で押さえている。

JBIC 関根:

モニタリング事項は先程お答えした水質・騒音・生態系ということであった。回収状況はお答えした通

りである。完済ついて。

川上：

火事の話をして頂けるということだったので。

JBIC 関根：

そちらの認識だが、最初に火事を使ったということではなくて、その周辺の火事代は延焼であるということが一つはっきりしている。それから、ライセンスの停止との話があったが、そちらは、その時点は私どもの確認ということになるが、主にスマトラと、本件カリマンタン島であるが、スマトラ島で大規模な火災が発生した同時期に、森林被害が出たと批判を受けてインドネシア政府自体が、この会社も含んで一斉的に管理状況を確認、改善指導のために、その対応が完了するまでに操業停止されたと。そのために行政指導を行ったと。

川上：

要するに、チェックするため。一時的に。問題があったからやったわけではないと。

JBIC 関根：

その後適切に対応した上で、操業していいということで操業を開始したと。運営した状態で完済に至ったという認識である。

JBIC 高橋：

運営を再開した状況で、2017年の12月迎えて完済した。

川上：

そこは我々も確認した方が良い情報なので、私たちの方では問題あったかどうかと確認してみる。でも確かに政府はそういう形で色々止めることもあるとのことなので、もしかするとそちらが正しい可能性もあるので、そこは確認する。総括すると、親会社も重要な影響があって、ずっとお金が流れていく可能性がある。そこで責任が発生し兼ねない、本当に問題企業、例えば、日本でいうと暴力団はダメだと規定があるように、そういう観点で非常にリスクな場合もありうるので、そこをどういうふうに企業レベルのチェックをするのかわからないが、人権・環境面で非常に侵害されやすい場面ではJBICさんとしては考えた方が良いのかなと。単に事業のみならず、周辺情報を含めた評価もされるべきかと思う。コメントである。

議題5：インドネシア・西ジャワ州チレボン石炭火力発電事業・拡張計画に係る人権侵害とJBICによる状況確認・対応について

鈴木：

こちらの議題に関しては何度もここで話させて頂いているので、すでにご存じの方も多いと思うが、こ

ここに提出させて頂いたような背景としていろいろなことがある。裁判も継続している。先月に住民の方を弁護している弁護士の方もいらして頂いたので、財務省の方々、およびJBICの方々ともお話をする機会を設けさせて頂いた。ただ、今回みなさんのご見解としてお伺いしておきたいのは人権侵害という点である。背景に関しては読んで頂くことにしているが、以前より人権侵害等問題があるのでどうかして頂きたいというお話を何度もさせて頂いて、JBICからも現地の事業者に注意を与えているというお話をさせて頂いていた。ところが、それが継続している状態であるところが1番の問題になっている。実際、原告が第一回の裁判から第二回の裁判にあたって6名から1名に減ってしまった背景も、先月弁護士の方から十分説明して頂いた状況ではある。この唯一の原告となられた方に対する人権侵害が起きている。実際の生活にも影響があるような監視とか嫌がらせが起こっていることは由々しき事態である。そのため、この事実関係を精査してしかるべき判断、対応をとることをどのようにすればいいのか。JBICさんが今やっっている状態ではどうしても限界があるというか、我々が納得できるようなご対応に至っていないところがある。したがって、とにかく原告の方を守り、裁判をスムーズに進めるためにどうしたらいいのかについて財務省さんの意見を伺いたいということが一点目。

二点目は、こういった人権侵害については国際社会もかなり注目している。もともとチレボンのこの案件は非常に注目度が高い。石炭というだけでかなり、いろいろなところからいろいろな意見が出ていると思う。その辺に関しては皆さんご存知の通りで、こちらからも情報提供し、かつ海外のNGOからもいろいろと言われている。そこへ、さらに人権侵害という問題になると、日本としては恥ずかしい事態に陥っている。人権侵害に対する有効な対策が取られないまま融資が継続するとなると、ただでさえ裁判でもめている上、日本だけがこういったことをどんどん進めていることになる。さらに人権も侵害している。かなり問題は大きくなると思う。そういった点について財務省はどのようにお考えなのか。さらに、できればJBICの方からは、「今まで事業者にこういうふうに言っている」、「改善を要求した」というだけではなくて、次の一歩としてできること、我々も協力できることがあると思うが、どういうことをすればもう少しでも改善できるのか、前向きに進められるのかについてもご意見頂ければと思う。

MOF 奥田：

一番と二番私の方から答えさせて頂く。大原則となるが、JBIC 審査した事業に関して人権侵害が発生するということはあってはならないと考えている。本件に関しては、かねてよりNGOの皆様から詳細な情報提供を頂いている。これらを踏まえてJBICはスポンサー及び事業者に対して原告の方々に対する不適切な対応の有無について確認するとともに、脅迫行為や不当な買収行為、このようなものは許容されない旨強く注意喚起を行って来ているところである。現状これらの行為自体の確認は取れていないが、引き続きJBICにおいてご指摘頂いているような人権侵害の可能性には十分留意した上で、事実関係の調査を行っていくべきものと認識している。JBICとしては、事業者やインドネシア当局の見解を鵜呑みにすることはなく、必要に応じてNGOの方々含む第三者の意見、情報を取り入れていくべきであり、これらの方々に仲介して頂き現地住民の方々から直接ヒアリングをJBIC自身が実施するなど、主体的に事実確認等を進めていくべきものであると理解している。前回のこのNGO協議会で、ワールドビジョンジャパンの柴田さんがおっしゃっていたが、JBICが現地で把握し得る情報には限界がある。そのような中、NGOの方々が現地住民の皆さんと信頼関係を築いてその中で取って来られる情報は大変貴重であると我々も

JBIC も考えている。引き続き、ご知見や情報の共有を頂くとともに、現地住民との面談にあたってはアレンジなどにご協力頂ければと考えている。

JBIC 関根：

今後どういう対策が考えられるかについて。まず事業者あるいは関係当局にそういった脅迫、あるいは人権侵害は断固として許されない、我々は強い意志を持っている、これを伝え続ける。かつ、ご指摘を頂けば、そういったご指摘もあったことを前提に声を伝えていくということによって、彼ら自身のセンシティブティを高い状態に保っていくことは継続して必要なのかなど。それがまず一つ。加えて、プレゼンスを現地に、反対派の方々にも私たちがそういったことに耳を傾けるという姿勢を示していくことが、逆に事業者側の人ではないような意識でコミュニケーションがとれ、かつそういった事案のお話を具体的に伺えるかもしれない。取り組みとしては、私たち自身が現地に赴いて対応する機会を継続的に作っていくことが一つ考えられることかなと思っている。最近では今年5月にNGOの方々との対話をされて、それからまたモニタリング、二人で現地にと考えているが、それに加えてということになるとご案内通り先般と意見交換させて頂いたけれども、何か特定してとなるとかえって問題が大きくなるような面もあるため、それに加えてどういったことが言えるのか、お知恵も頂きながら更なる対応があるのかどうか、そういったことを考えていく。

JBIC 池原：

関根の補足になるが、営業の担当としても事業者の方ばかり話を聞く、それを鵜呑みにするというのではなくて、事業者と現地住民の方々、NGOの方々、ステークホルダーの方々と、ニュートラルな立場で双方から話を伺いたいと思っている。その意味で、前回のNGO協議会で私が申し上げており、個別の面談でもお願いしているところでもあるが、事業者の話も聞く。事業者にも注意喚起を促していく一方で、現地住民の方々からも同じようにお話を頂戴できる機会があればありがたいと思っているので、機会があればぜひそういう機会をつくって頂ければと思う。

鈴木：

そういった気持ちで進めて頂けると非常に助かる。この間弁護士の方からお話をされた原告の方の被害状況等に関して事業主さんとお話して頂いて構わないと言ったが、特に一人になっている原告の状況で、かつ嫌がらせをされている中で話をして良いと言ってくれた彼の勇気とそれだけのリスクを負っている状況を十分ご理解頂いているのかどうか。こちらもう少し何とかできないのかという部分もあり、現地の住民の方たちにとっても、別にJBICが助けてくれると思っていないとしても、それだけのリスクを負ってまで声を出したいと言ってくれている人がいる。そこをもう少しうまくどうにかつないでいきなと、我々も思っているし、JBICの方でもそこに対して努力をして頂ければなと思う。皆さんは現地に行かれているご経験から、インドネシアの政府及び警察とかがどういったものかというのはご存知だと思う。現地の状況とかも十分踏まえた上で、例えば専門家の方、第三者の方たちの意見を集める方法を具体的に検討するとか、そういった事業者だけではカバーしきれない部分も考えてもらいたい。この間は弁護士の方が来てお話し頂いたけれども、おそらく事業者の方にも弁護士がいると思うので、関係者の方から中立にヒアリングをして、そして意見を判断して頂くのが良いのではないかと思う。プレゼ

ンスを示すという意味では、ある意味で JBIC がそういうことをしていること、しっかり目を光らせていることを現地の事業者を示すことが、何らかの抑止行為になるのであればそれは一つの手だと思う。現地の事業者の方はなかなか手ごわいというか、強烈な方たちのようなので、単純に抑止になるとは思えない部分もあるが、今の状況から改善するために何か一つでも進められることがあれば、ぜひご検討頂きたい。

田辺：

追加になるが、JBIC のガイドライン上は貸付実行の停止が最終的な手段として書かれていて、この人権に関する一連の JBIC のエンゲージメントが事業者にとってどこまで危機感を持たれているのか。つまり、本当にしっかりやらないとこの貸付実行を停止されるという危機感を事業者が持たない限りは、とりあえず聞いておけば良いというふうになってしまうので、そのあたりの危機感を高める工夫をされているのかどうかをお聞きしたい。

JBIC 池原：

貸付実行もしかり、それに限らず我々との関係において、我々の言うことを真摯に聞き入れて対応して頂くことが非常に重要だと思っているので、それについては個別に、それこそ 5 月に伺って頂いたときにも、聞いた話にもすぐにフィードバックをして嚴重注意もしている。そういうところで促しているところでもあり、我々が肌で感じるところでも真摯に受け止めて頂いていると認識している。

議題 6：国際協力銀行による KTH 社への融資における環境社会配慮について

川上：

私は今回初めての議題提出させて頂くので、概略を説明させて頂く。これは 2012 年の JBIC の融資で、カリマンタン島の方である。コリンティガ・フタニという会社があるが、これは王子製紙とコリンド社という韓国系でありながらインドネシアで大きな影響力を持っている会社が合併で作ったものである。森林関連で色々な事業をやっている。この事業では基本的に森林管理をして、王子製紙も絡んでいるから木材チップを作って日本に輸出するのが概要である。そこで JBIC から融資を得た。2800 万ドルが出て、その中で、特にチップ工場を作るときの中身と、プレスリリースの方では販売の方も見ているとのことであった。KTH とも略しているが、植林プロジェクトをやっている。そこで木材チップを作って日本に輸出する事業である。そしてそのチップ工場を作るのにお金を貸すという話である。私たちとしてはインドネシアでは森林問題で、森林伐採でもあり、植林地に変えているので、全体で 9 万ヘクタールくらいあるが、植林地に変えているのは 5 万ヘクタールくらいある。結構な面積をやっているので、地元の農業で農地をもともと使っている方々の土地紛争のようなものが、ここに限らず、インドネシアではどこでもあるような事例だが、このケースでもそういうことがメディアでも取り上げられていた。

もう一つ大きなのは、山火事である。特に 2015 年に日本でも話題になったエルニーニョがあって、それも関連しているが、大きな山火事がスマトラの方であった。カリマンタンの方でもあった。事業内でも 72 箇所燃えているのが見つかって、5000 ヘクタール、6000 ヘクタールという結構な面積であった。前

の年も 43 スポット燃えているということで、インドネシアでは、森林管理やる場合はもちろん管理上、燃えてしまったのも実は良くないとの規定になっている。インドネシア政府から、森林管理がちゃんとできていないとのことで、3ヶ月以上、事業停止されたとの報告がなされている。もう一つ、具体的な例として、JPIK という団体があるが、これは木材の合法性をチェックする外部機関を作っており、モニタリング活動を外部機関として行なっている。JPIK には NGO など入って専門性を持っている方々がいる。2015年に調べた時に、色々な村があるが、ブリク村で、慣習地に関する境界線について紛争が起きていることがレポートに掲載されている。ということで、山火事の件と土地紛争が起きている。これが問題点の一つである。これは事業を始めた時から起きていて、そこからずっと継続的に起きている。報告があったのは2015年だが、融資決定された2012年の段階でも実はあったのではないかの疑いもある。その確認状況も質問内容で確認させて頂く。こうしたコリンティガ・フタニについての問題点及び親会社コリンドの問題がある。コリンド社については、木材事業、パーム油の事業やっており、そこではもっとひどい事例もある。親会社の問題をここではもう少しご説明する。パプア州は別の場所だが、まだ森林が残っている地域であり、8つのパーム油事業で約15万ヘクタール（東京都は20万ヘクタール）という相当な面積で操業している。その中で色々問題が指摘されている。

泥炭地というのは、ご存知かもしれないが、水の森とも呼ばれている、水が溜まっているような場所なので、昔から木が蓄積して行って泥の中に炭素が溜まって泥炭と呼ぶ。それが、長らく残っていたが、開発されることになった。ここに書いてあるように、泥炭地を含む3万ヘクタールの原生林。原生林も熱帯林ではなかなかないが、こういうところをコリンド社によって開発されていると。その中で、本来は地域住民の同意なりを得てやるべきところだが、色々問題が指摘されていて、これについてはまたレポートが出ている。コリンド社のパームオイル関係の問題で、人権侵害及び森林伐採の件で、Mighty Earth というアメリカの NGO が問題提起をした。実はこのコリンド社は、JBIC が融資を出した後に FSC の管理材認証があって、本来認証と言っても弱いものだが、それを取っている。こういう問題がある場合、FSC は直接の認証地域で問題がなくても別のところで色々問題がある企業の場合、それを理由に FSC 全部とれないということが実はできるので、そういう問題提起のために苦情申し立てをやって、今検討中である。調査中の段階である。NGO 側からすると、このコリンド社はグループとして大丈夫か、となる企業だという認識である。

ご質問に入ると、融資の段階で、この KTH、森林管理状況についてどのような確認をされたのか伺いたい。2番目は、先程お話しした環境チェックレポートで、カテゴリ-A とされているが、これを見させて頂くと、木材チップ製造工場建設プロジェクトと書かれている。ただ、プレスリリース等では、事業について、もっと広めの説明だった。チェックレポートを見るとチップ工場の融資に絞っていると見えたが、融資全体において、プレスリリースには販売事業も入っている中で、木材チップ工場の比率はどれくらい占めているのかをお伺いしたい。3番目は KTH の親会社に当たるコリンド社の事業内容については何かチェックするような手続きがあるか否かについてもお伺いしたい。デューデリジェンスの対象は直接 KTH になるのかと思うが、JBIC のデューデリジェンスのチェック体制としては、親会社まで見る手続きがあるのかどうかもお伺いしたい。また、実際やったかどうかがあれば含めてお伺いしたい。4番目は、融資契約時、契約時にモニタリングの条件でこういうのは確認するとのチェック項目があった

のかどうかもお聞きしたい。それから、これは2012年の話なので、今現在はどのようなものが出されて、回収というか、融資だから返済が終了しているかどうかもお伺いしたい。及び、モニタリングとして何かやっていることがあれば、どういったことをされているのかもお聞きできればと思う。以上である。

JBIC 関根:

ご質問ありがたい。最初の解説もありがたい。ご質問についての回答という形で入らせて頂きたい。最初に申しあげると、本件の融資については、ちょうど完済というか、回収が全部完了した。

川上 :

いつくらいに終わったのか。

JBIC 高橋:

去年の12月である。

JBIC 関根

この中では書けなかったが、ご指摘のように世銀の基準でチェックしていると書いてあったが、私としてははっきりしなかったのは、工場だけの評価なのか、森林も入るのかははっきりしなかったので入れなかったが、となると、ちょうどチェックポイントの方もざっと下の方の英語を見ると、パルプにも木材にもチェックが入っていなかった。なので、工場だけで見ているのかと思ったら、そうじゃなくて森林も見ておられるということであると、世銀の森林関連の規定が適用しているということであると、森林認証の取得について確認すると、世銀のセーフガードには書いてあった。もし取れていない場合は、それをちゃんと取るようにとのことだった。そういう理解で良いか。

川上 :

となると、森林管理の方も、一応評価対象になっているとの理解でよろしいか。

JBIC 高橋:

原材料の供給地ということで森林も対象とした。

川上 :

この中では書けなかったが、ご指摘のように世銀の基準でチェックしていると書いてあったが、私としてははっきりしなかったのは、工場だけの評価なのか、森林も入るのかははっきりしなかったので入れなかったが、となると、ちょうどチェックポイントの方もざっと下の方の英語を見ると、パルプにも木材にもチェックが入っていなかった。なので、工場だけで見ているのかと思ったら、そうじゃなくて森林も見ておられるということであると、世銀の森林関連の規定が適用しているということであると、一応森林認証的なもの確認すると、世銀のセーフガードには書いてあった。もし取れていない場合は、それをちゃんと取るようにとのことだった。そういう理解で良いか。

JBIC 高橋 :

先程、ご言及あったように、FSC 認証を申請している途中であることを確認しており、その後取得したことも報告受けた。

川上 :

一応それは見ており、クリアーしているということか。了解した。

JBIC 関根:

次のご質問で、工場と製造販売のご指摘だが、これは私ども通常使い方として、プラント、工場支援をする場合に、製造販売事業という形で、要は製造したものを販売するので、いわゆる一般名称として使っているものである。まさに製造販売するためのプラントを立ち上げることを目的とした融資支援というふうにご理解頂ければと思う。

川上 :

ということは、お金は基本的にはプラントの費用向けということで良いのか？

JBIC 関根 :

プラントの建設がメインになる。買ってきて設置すると。

JBIC 高橋:

工場を運営していくための資金も含まれるが。

川上 :

運営の方も入っている。作るだけじゃなくて。では、その割合はわからないのか。要するに、建設するだけと、運営ではちょっと違うと思うが。

JBIC 高橋 :

全体の中で。

川上 :

なので、その場合だと、建設だけだとどれくらいだとか、割合どれくらいかは、教えてもらえないのか。

JBIC 高橋 :

それはお客様の事業に関わる話になるので、そこは恐縮だが

川上 :

了解した。基本的にチップ工場が主要な支出と理解した。

JBIC 関根 :

そこはご理解の通りである。

川上 :

一括のお金が入って、ただ、おまけで運営の方もある程度は利用可能な感じで理解すれば良いか。

JBIC 関根:

基本的には工場を立ち上げる。そのために運営というか、運営段階まで持っていく、そのための資金なので、メインとして私どもの融資、他のものも含めてだが、工場新設の場合はそれをメインに考えて、ご理解頂ければと思う。

川上 :

なぜこれにこだわっているかと言うと、インドネシアだけではないが、色々お金が流用されることが有り得る。こういう目的で借りて建設するとなると、とりあえずそれを払わなければならないので、お金はどこかに行ってしまうわけだが、そうした支払いに行かないお金があると、色々なところに、会社の中で、グループの中でお金が回っていく可能性がある。別のところにお金が流用されるのは問題で、そういう事例もあるようなので、その辺どうかということで聞いている。運転資金として、結構な割合があるとすると、それはいろんな形で流用される可能性があり、先のコリンド社というグループ会社の親会社なので、そのお金がずっと色々なところに回る余地があり得る。ただ、はっきりはお答え頂けないので、そこは推測しかできないが。

JBIC 関根 :

一般論としては工場を立ち上げる。専門的にはそれを稼働させるための長期運転資金と呼ぶが、そういったものが一部含まれる。これが一般的な形である。

川上 :

了解した。

JBIC 関根 :

それから3番目のご質問で、KTHの関係でコリンド社の事業内容についてはどのようなチェックを行ったのかとのことであった。このご質問は、趣旨を伺ったところでは、環境ガイドラインと異なるご質問とは存じるが、まず、ガイドラインに基づいた社会配慮をやっていないと。それとは別に当然与信なので、KTH社に対する事業性というものを確認している。その与信については、誰がどのような補償等の手当てをしたかについては、ご発言できない情報になるので、申し上げられないが、与信に必要な判断、事業を運営する上で必要な情報の収集は行った。

川上 :

親会社の色々とあまりいい噂はなくて、私たちの方から見ると、大丈夫かというような事例があるが、

そこまでは、JBIC さんはやらないのか。コリンティガについては、もちろんやられると思うが、親会社のところまで見ることはやらないのか。

JBIC 関根：

事業をきちんと継続して適切に運営するという観点で、必要性に応じて対応しているというのが、銀行としての対応であるので、二つの観点があると思う。一点目は、事業は継続的に運営できるか。それはオペレーション能力だったり、継続性、親会社の影響力があれば親会社としての継続力。二点目が与信、信用力といったところで、お金が返ってくるかどうか。お金が返ってくるという意味では、借入人に加えて、仮に担保保証があれば、担保保証を要請して、それによって与信可能と判断すると。そう言った中での親会社の度合いに応じて、信用力あるいはその他も判断している。

川上：

私たちとしては、環境的・社会的な悪影響を及ぼしうるような企業と認識しており、非常にリスクが高いと思っている。そういうところにお金を貸すと回り回って悪影響を引き起こすところに行くのではないか。そういうデューデリジェンスというか、OECD のガイドラインみたいな話で、関与する可能性があるのか、そういう観点での判断はあるのか。

JBIC 関根：

ご質問はおそらく親会社は将来悪いことをするかもしれないと。

川上：

現状色々ある。

JBIC 関根：

合併である。日本の企業も関連するということなので、そういった方々も含めて、この借入人の適切な運営といったものをちゃんとどのように計画しているのか、どのような承認をとっているのか、そういった環境配慮に対するその時点、その後の計画、モニタリングというところで確認をして来ており、結果論だが、そういったものを通じて、今、火災の点は後程申し添えるが、融資が完了しているところである。

川上：

一応、やったことになっていると。一応見ていると。その環境的側面も見ることにはなっているということか？

JBIC 関根：

環境配慮について

川上：

親会社のレベルで。ティア 1 と 2 のようにちょっと離れているわけである。そこまでやることになっているかどうか。

JBIC 関根 :

ルールとして、親会社のこれを調べるというルールにはなっていない。ガイドライン上は。

川上 :

本当に怪しい場合はやるというレベルなのか。了解した。今回はそこまではやっていないと理解すればいいか。

JBIC 高橋:

基本的には今関根が申し上げた範囲で押さえている。

JBIC 関根:

モニタリング事項は先程お答えした水質・騒音・生態系ということであった。回収状況はお答えした通りである。完済ついて。

川上 :

火事の話をして頂けるということだったので。

JBIC 関根 :

そちらの認識だが、最初に火事を使ったということではなくて、その周辺の火事代は延焼であるということが一つはっきりしている。それから、ライセンスの停止との話があったが、そちらは、その時点は私どもの確認ということになるが、主にスマトラと、本件カリマンタン島であるが、スマトラ島で大規模な火災が発生した同時期に、森林被害が出たと批判を受けてインドネシア政府自体が、この会社も含んで一斉的に管理状況を確認、改善指導のために、その対応が完了するまでに操業停止されたと。そのために行政指導を行ったと。

川上 :

要するに、チェックするため。一時的に。問題があったからやったわけではないと。

JBIC 関根 :

その後適切に対応した上で、操業していいということで操業を開始したと。運営した状態で完済に至ったという認識である。

JBIC 高橋 :

運営を再開した状況で、2017 年の 12 月迎えて完済した。

川上：

そこは我々も確認した方が良い情報なので、私たちの方では問題あったかどうかと確認してみる。でも確かに政府はそういう形で色々止めることもあるとのことなので、もしかするとそちらが正しい可能性もあるので、そこは確認する。総括すると、親会社も重要な影響があって、ずっとお金が流れていく可能性がある。そこで責任が発生し兼ねない、本当に問題企業、例えば、日本でいうと暴力団はダメだと規定があるように、そういう観点で非常にリスクな場合もありうるので、そこをどういうふうに企業レベルのチェックをするのかわからないが、人権・環境面で非常に侵害されやすい場面ではJBICさんとしては考えた方が良いのかなと。単に事業のみならず、周辺情報を含めた評価もされるべきかと思う。コメントである。

議題7：対カンボジア経済インフラ整備事業における影響住民への配慮と援助効果の確認に関して

木口：

ほとんどの方はご存知のことと思うが、現在カンボジアの人権状況だとか、政治的な状況は非常に厳しいものになっている。民主主義が危機的な状況であると人権団体や、多数のメディアが評している。一番大きかったのは前回の国政選挙で40%以上、投票した有権者票を獲得している最大野党の救国党が裁判所の命令で解党させられたこと。党首は今も逮捕されていて、国家反逆罪のようなことが容疑としてあげられている。これには、同国で定められている国会議員の不逮捕特権が無視された形で行われたのではないかという疑義が人権団体などから指摘されているところである。それから、同党の幹部の方たちで半分以上の方が国外に出てしまっていることで、救国党が持っていた国会の議席、中央行政のコミューン評議会の議席も与党、与党系の政党に分配されている状況である。それからメディアに対する圧力も顕著になっていて、最初にカンボジアデイリーという独立系の英字新聞があったが、そちらが税金の問題で営業を停止させられる状態に陥っていたほか、米国系のメディアいくつか、ラジオ局等が免許停止、もしくは閉鎖されている。

最近ではもう一つ残っていた日刊の英字新聞プノンペンポストがフン・セン首相と関係が深いと言われている企業に売却されて、数日のうちに経営陣から編集長が更迭された。また、人権関係のNGOでスタッフの不当な逮捕が行われたり、選挙監視を行っている方たちの間でも代表の方が国外亡命を余儀なくされているだとか、有名な政治アナリストの方が殺害される事件が2016年に起きている。ご家族の方は海外に逃れていて、最近オーストラリアに定住が認められたということで国連難民認定をされている状況である。それから、私たちの活動に関係のあるところでは、私どもが以前問題提起していた土地問題に取り組むNGO特にEquitable Cambodiaがあるが、こちらが17年の9月の末に結社及びNGOに関する法、通称LANGOといわれるものが初めて適応された。問題があるとされて、活動停止させられていたが、これも明確にどういったことに違反したかはわからず活動停止命令が出ていて、その後土地問題に取り組んでいたこと、ヨーロッパ連合が非常に深く業務関係があったのでそちらの方の働きかけでカンボジア政府が活動再開を認めた。この法律自体も執行されたときに非常に議論を呼んだものだった。

また最近では土地問題、ここ十数年続いていることだが、メコン河の流域の各国ではゴムのプランター

ションの拡大がすごい勢いで進んだ。その際に、農地の収用が農民の方たちに不利な形で行われたりとか、行政による不正がたくさん起きていて大きな問題になっている。そういったケースの一つで、住民の方が立ち退きを迫られ、それを防ごうとして集まった方たちが、一部報道では武装していたと言われているが、銃などを所有していたことで、政府側から発砲があったと報道されている。報道によれば、少なくとも数名の負傷者が出ていて、死亡者が出たとの情報もあるが、カンボジア政府はそれを否定している。暴動的な騒ぎになったと言えればそれまでだが、問題は、そういった方たちに対して制圧する際に実弾を発砲したのではないかとの疑いがあるということ。また、それを国連などが調査しようとした際に、その独立の調査を拒否して真相は不明のままになっていることも非常に問題だと考えている。こういった点は国連の特別報告者の方などの発言からいろいろな懸念が示されているところである。

現在、カンボジアは民主主義の指標で 167 か国中 124 位だとか、トランスパアレンシー・インターナショナルの発表している腐敗認識指数では 180 か国中 161 位となっている。日本の対カンボジアの国別方針では、法の支配の確立をはじめガバナンスの強化に取り組むとの基本方針を示されているが、現在のカンボジアの状況は政府与党に対抗する政党の活動の制限、メディアへの圧力、そういったものに法制度や徴税システムが利用されていると言って良い状態に陥っていることをお知らせしたいと思って長々と書かせて頂いた。ここに日本は 2016 年度までに 21 件 1166 億の円借款を供与されていると理解している。現在も、首都圏の電力配電網整備、シハヌークビルのコンテナターミナル整備計画、または国道 5 号線の回収事業ということで大型のインフラ事業をされている。

質問は非常に答えにくい形で書いてしまったと思うが、カンボジアに対する援助方針をもう一度確認させて頂ければと思いあげている。有償協力の一部の事業で土地の収用だとか住民移転が発生するが、現在のカンボジアの社会状況では、問題が発生していること自体を、私どもが把握することは非常に困難な状態に陥っていると考えている。影響住民の方が、行政機関だとか外に苦情を伝えることはこの政治を受けて非常に難しくなっている。また、それを受けて外に伝えてくれるメディアとか NGO が活動を制限されていることがある。こういったことからカンボジアの社会状況が急変している、私たちから見て悪い方に変っていると理解しているが、JICA の事業等においてガイドラインを遵守するために従来以上に配慮が必要だと考えている。それに対して、財務省の方でどのようなご見解を持っているかお伺いしたい。具体的な対応を検討されているかもお伺いできればと思う。

こちらは援助方針について再検討すべきではないかとのコメント的な質問だが、42 回と 43 回の定期協議において、カンボジアにおける強制立ち退きと日本政府の対応について議論させて頂いている。43 回には日本および ADB 等が大規模なインフラを次々と支援することで今度政府の土地問題に対する姿勢を容認して、現在抱えている問題の根本を温存してしまうのではないかとことをあげているが、皆様の方からインフラ整備は持続的な発展に不可欠であり、そのほかにも人材育成、制度整備に取り組んでいる旨ご回答があった。しかし、2009 年の議論から現在の状況を振り返ると、問題の根本が温存されてしまってカンボジア政府が民主的な体制を作ることに失敗しているのではないかとということが私どもの持っている懸念である。一方で経済的には非常に順調な状況が続いていて、成長率をみると 7% 近い成長を続けている。経済成長と、グッドガバナンスの構築にはカンボジアにおいては明確に関連していると

理解できない状況になっている。こういった状況を見てカンボジアの人々にとって好ましいことではないが、日本政府としてはインフラ整備ということの援助効果、大きなカンボジア支援の目的に立ち返って考えると、インフラ整備はカンボジアの持続的な発展に資しているのかを考え直す機会にもなるのではないかと。今日いろいろな事業で議論してきたが、ガバナンスの問題、相手国の状況が各事業の住民の方々が置かれている被害の状況に密接に関わっている。カンボジアは日本が UNTAC に関わったところから民主的な国家を作るお手伝いをしていた。日本は非常にプレゼンスが高い国であったわけだが、最終的に 25 年たってこのような状況に陥っていることで、私どもにとっても残念なことに今までの援助は何だったのかと考えざるを得ない状況に来ているかと思う。それに対してご意見を伺えればということでこの質問をあげさせて頂いた。とはいうものの、どう大きな援助効果を測るのか。これも一般論ではあるが、このように急激に状況が変わった国に対しては何らかの対応は何か考えてしかるべきではないかと思う。

MOF 八幡：

まさしくご指摘の通りかと思う。ご質問でも具体的な対応を検討されているかのご質問を頂いている。例えば環境ガイドライン、住民移転といろいろな問題があると思うが、いま例に挙げて頂いたシハヌークビルの話だとか、首都圏送配電網拡張の話、こちらであればシハヌークビルの方は住民移転が確か 0 件で、電力の方も 3 件くらいだったと思う。方や、道路の拡張は何千件も住民移転が伴うものだと思うので、そこは私ども財務省としても案件ごと個別にどういう形で JICA が見ているかは、当然政府の会議上でもガイドラインの話が出るので、そこは厳しく今ご指摘頂いていることを見ていければと思っている。案件ごと個別に見ていければと思う。

2 点目だが、ご質問の趣旨は援助方針を再検討すべきということだと理解をしている。そちらのご回答になるが、こちら財務省としてカンボジアの国別の方針を語って良いのか、なかなか厳しいご質問を頂いたと思っている。カンボジアの援助方針という形で、外務省が中心となって作成していると認識をしている。私どもの理解としては、カンボジアの年 7% の成長がグッドガバナンスと関連しないのではないかと。質問については、従来財務省から申し上げている通り、カンボジアの援助に対してはすべてインフラ、インフラと言って来ているわけでは決していない。そこは人材育成、それからグッドガバナンスといったらあれだが、民法とか民事訴訟法の支援を行っている。人々の権利義務の関係の技術支援をやっているというところである。今回外務省が、ご存知の通り去年の 7 月に援助方針を新しく更新したけれども、そこについては引き続き、民法、民事訴訟法の法制度の整備は前々から変わっておらず今回引き続きになっている。その他に、公務員の能力強化を通じた行政サービスの質の向上という形で明示的に行政サービスに対してしっかりとフォロー、手当てをして欲しいというような行政サービスの信用向上をメインに、これは文章で書いてあるところではあるが、支援を行っていく形になっていると私ども認識している。財務省として積極的に日本の援助方針をこう変えるというのはなかなか難しいところではあるが、外務省が作成してくれたこの行政サービスの質の向上、こちらを財務省としても案件形成に積極的に関わっていきたいと思っている。このような回答でいかがか。

木口：

無償だったのでここには書いていないが、いま日本が八億円の選挙支援を無償でやるということで、海外でも非常に批判されているところ。カンボジアの方々にも主に NGO の方だが、なぜ日本はこの意味のない公平性が確保されない状態で行われる選挙を支援するのかと言われる。このままだと、野党が解党した形で行われた選挙に対して日本が正当性を与えたと見られるのではないかと、非常に懸念する声をたくさん聞いている。野党の人だけではなくて、市民社会の中から、学生と話していてもその話になり、日本にとってあまり好ましいことではないと思っていて、いろいろな形で懸念は外務省に伝えているところではある。今回調べて思ったが、よく見てみると世界銀行はインフラ事業にほとんどカンボジアではコミットしていないのが最近の傾向だと理解している。ADB、日本の二国間の支援で道路の整備だとか、比較的大きなものでやっている、それは中国との競争というのも変だが、そこも考えて日本もプレゼンスを示したいという政策的な意向があると思ってしまう。そのこと自体がカンボジアの人々のためになるかは現状では疑問なところ。今おっしゃられたような人材育成、行政の能力の向上に日本としては力を入れるべきというところは非常に共感している。ただ、現状非常に厳しくて、今後その JICA の事業等で何か日本の支援が関わるところで問題が起きた場合に、カンボジアからそれを私たちに伝えることが非常に難しくなっていることを改めて強調したいと思う。

MOF 八幡 :

極端に言えばメディアも書けない、NGO も書けない中で、どのように情報が拾えるのかはなかなか難しい話だと認識している。今ここに記載して頂いたところはプノンペンポストから抜粋しているものなどいろいろあるので、ここはまだメディアとして生きている部分が若干あるのかないのか。最悪、NGO も情報をとれない、現地のメディアも情報を取れない時には一体どういうところからやれば良いのかは、ご質問を頂いた時になかなか難しいと思ってしまった。そこは我々外に手足がないので、外務省ともこういった情報が取れるのか、こういったアクセスがあるのか、は考えていきたいとご質問を頂いた時に感じた。

木口 :

ぜひお伝え頂ければと思う。それからプノンペンポストも政治的に首相に近い方が買ったことで編集方針も変わったので、今後こういった情報は出て来ないのではないかと懸念している。

田辺 :

財務省としてはおそらく円借款の中で、返済可能性とか債務の面とかを中心に見ていると思う。しかし法の支配とか民主主義は根幹的な部分で、つまり法を破る人がしっかりとお金を返すのかは根本的なことだし、欧米のドナーコミュニティとの関係性はその国の債務の返済能力にもかなり直結してくる。欧米のドナー、インベスターが引いたらその国の経済がガタガタになる可能性は大きいわけで、そういう点からも積極的にこの件はあまり遠慮なせずに外務省と話し合ってもらえばと思う。

木口 :

あと追加だが、債務で言うと、いまカンボジアは中国からの債務が非常に増えていて、日本よりもかなり大きくなっている現状がある。それも日本など伝統的なドナーは自分たちの能力にあった、身の丈に

あった借金をするようアドバイスする立場にあると思う。というのも、アフリカの一部の国では中国の債務の返済で経済的混乱が起きているニュースも見ると、今後アジアにそれが広がってくるのではないかと。特にカンボジアは中国に経済的に依存している。ラオスも同様。一帯一路で大きな借款が動く中で、カンボジアがこれからどのような選択をするのか、カンボジア政府に対しても何かアドバイスできることがあると考える。

渡辺：

私たちがカンボジアの現場で活動していて、私もこれからカンボジアに行くが、もし的外れた質問をしていたら申し訳ない。八幡さんがこの質問に答えられるかどうかかわからないが、確かに JICA の事業であったりとか、円借款については管轄外というのわかるが、一方で IMF だったり ADB だったりとかマルチのセクターでのドナー間とかいうところで、カンボジアへの拠出だったり、援助効果、あるいはガバナンスの問題の議論が現在なされているのかどうか、もしなされているのであればどういう議論があるのかということはあるか。

MOF 今村：

個別の国でどのようなドナーコミュニティがどういう形でコーディネートしているかは国ごとに違うと思う。手元ではカンボジアで何をやっているのか我々も知らない。ただ基本的にドナー間での情報交換は非常に重要である。そもそも同じ支援をしないと、改革するなら同じ方向性で行うとか、一緒に行うことでレバレッジが良いとか、いろいろあると思う。その問題意識は我々も持っているし、カンボジアの件については世銀や IMF などに聞きたいと思う。

渡辺：

ぜひガバナンスと言ったときに債務の返済という観点もあるが、ここでもずっとアフリカを事例に人権問題に取り組むという意味でのガバナンスの議論もしてきていて、そういった観点が重要だということはあるアフリカの議論の中で、お示しを頂いている。あと、円借款についても我々の税金が投じられている意味でそれを取り仕切るというか、財務省が外務省に情報提供をしたり、情報交換をしたりすることで、そういった観点から議論を続けて行って頂きたい。そして、援助方針をしっかりと果たして頂きたいと考えている。本当にカンボジアの状況が厳しい。木口さんからもご報告があった通り、あらゆるところの声が出てこない中で、本当におっしゃっていたようにどのようにその事実を確認するのか。ただ、それが出てこないから、政府側から情報を確認するしかなくて、そこしか情報を踏まえないと、問題ないといった情報が出てきてしまう。それは自分が関わっているアフリカでよく起きていることで、ここでもそれは今後生じてくると思うので、おっしゃって頂いたようにどこからどう情報を取っていくのか、それをどのように生かすのかは真剣に検討して頂きたい。カンボジアの状況を変えるには国際社会の関与がどう考えても必要な状況で、それが無いとどこからどう始めて良いのかという状況なので、ぜひ注目してご検討頂ければと思う。

木口：

最後に一つだけ申し訳ない。先日カンボジアの方に伺ったのだが、最近失業率ではなくて、就業率がカ

ンボジアは99%だと発表があったそうだが、あり得ない数字である。そういった形で、選挙前に事実と違う数字がたくさん出てしまうことで、エビデンスベースで物事が考えられなくなる、政策が組めなくなる、それから援助ができなくなるようなレベルであることをぜひ認識頂ければと思う。また、法整備などに関わった方に伺ったが、日本が法整備をする、徴税のシステムを整える支援をすることが逆に裏目に出ているのではとの懸念を言っている方もいらっしまったので、人材育成も難しくなっているということもご認識頂ければと思う。

MOF 今村：

3時間にわたり白熱した議論をさせて頂きありがたい。こちらも非常に勉強になった。引き続きよろしくお願ひしたい。最後に一点だけ、債務の持続性もガバナンスのうちの一部だが、それは非常に重要だと思っている。来年のG20に向けて我々も、借りる側がどうやって債務を管理するのか、そもそもいくら借りているか分からないといったこともある。そういったところをどう支援できるのかに力を入れてやっていきたい。今回の話の根っこに通ずるのもっと広い根のガバナンスだと思う。先程の人権もそうだし、そのアウトラインをどうやっていくかという話もある。それは最初の議題でうちの政策課の吉田から、ご説明させて頂いた質の高いインフラの話においてもそこは非常に重要な指針である。ESGとかはやりと言うわけでもないが、その辺をしっかりとやらないと民間の投資家も全然入ってこない、いわんや欧米のドナーもということになって来るため、そういったところを日本はしっかりとやっていければ良いと思っている。また、机上の空論だけではなく、地に足がった議論をしていきたい。そういった面でも、いろいろお知恵を頂いて議論をさせて頂ければと思う。